

## 第 8 1 回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- |           |   |
|-----------|---|
| 報告第 7 号   | 平成 2 8 年度（第 1 9 期）株式会社神崎フード経営状況報告の件       |
| 報告第 8 号   | 平成 2 8 年度（第 2 1 期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件     |
| 報告第 9 号   | 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件                      |
| 報告第 1 0 号 | 平成 2 8 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件 |
| 諮問第 1 号   | 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件                       |
| 諮問第 2 号   | 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件                       |
| 第 6 5 号議案 | 神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定の件         |
| 第 6 6 号議案 | 神河町道の駅条例制定の件                              |
| 第 6 7 号議案 | 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件                |
| 第 6 8 号議案 | 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件            |
| 第 6 9 号議案 | 神河町過疎地域自立促進計画の策定の件                        |
| 第 7 0 号議案 | 神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約締結事項の変更の件       |
| 第 7 1 号議案 | 道の駅「銀の馬車道・神河」整備工事請負契約締結事項の変更の件            |
| 第 7 2 号議案 | 平成 2 9 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）               |
| 第 7 3 号議案 | 平成 2 9 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 1 号）       |
| 第 7 4 号議案 | 平成 2 9 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）       |
| 第 7 5 号議案 | 平成 2 9 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）      |
| 第 7 6 号議案 | 平成 2 9 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）         |
| 第 7 7 号議案 | 平成 2 9 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）         |
| 第 7 8 号議案 | 平成 2 9 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）         |
| 第 7 9 号議案 | 平成 2 9 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）      |
| 第 8 0 号議案 | 平成 2 9 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）             |
| 第 8 1 号議案 | 平成 2 9 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）            |
| 第 8 2 号議案 | 平成 2 9 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）          |
| 第 8 3 号議案 | 平成 2 8 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件                |
| 第 8 4 号議案 | 平成 2 8 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件        |
| 第 8 5 号議案 | 平成 2 8 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件        |
| 第 8 6 号議案 | 平成 2 8 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件       |
| 第 8 7 号議案 | 平成 2 8 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件          |

- 第 88 号議案 平成 28 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 89 号議案 平成 28 年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 90 号議案 平成 28 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 91 号議案 平成 28 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 92 号議案 平成 28 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 93 号議案 平成 28 年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第 94 号議案 平成 28 年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第 95 号議案 平成 28 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 第 96 号議案 平成 29 年度神河町一般会計補正予算（第 5 号）

○議会提出議案

- 発議第 3 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

神河町告示第123号

第81回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年 8月28日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成29年 9月 5日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

藤 原 資 広

藤 森 正 晴

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

廣 納 良 幸

安 部 重 助

---

○応招しなかった議員

宮 永 肇

---



---

平成29年 第81回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年9月5日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

平成29年9月5日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第7号 平成28年度（第19期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第8号 平成28年度（第21期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 日程第6 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第7 報告第10号 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件  
諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第9 第65号議案 神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定の件
- 日程第10 第66号議案 神河町道の駅条例制定の件
- 日程第11 第67号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第68号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第69号議案 神河町過疎地域自立促進計画の策定の件
- 日程第14 第70号議案 神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第15 第71号議案 道の駅「銀の馬車道・神河」整備工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第16 第72号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 第73号議案 平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第74号議案 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第75号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第76号議案 平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第77号議案 平成29年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 第78号議案 平成29年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 第79号議案 平成29年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第

1号)

- 日程第24 第80号議案 平成29年度神河町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第25 第81号議案 平成29年度神河町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第26 第82号議案 平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第27 第83号議案 平成28年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 平成28年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第90号議案 平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第91号議案 平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第92号議案 平成28年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第93号議案 平成28年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第94号議案 平成28年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第95号議案 平成28年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第7号 平成28年度(第19期)株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第8号 平成28年度(第21期)株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 日程第6 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第7 報告第10号 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

- 日程第9 第65号議案 神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定の件
- 日程第10 第66号議案 神河町道の駅条例制定の件
- 日程第11 第67号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第68号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第69号議案 神河町過疎地域自立促進計画の策定の件
- 日程第14 第70号議案 神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第15 第71号議案 道の駅「銀の馬車道・神河」整備工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第16 第72号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 第73号議案 平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（11名）

1番 藤原裕和	8番 松山陽子
2番 藤原日順	9番 三谷克巳
3番 山下皓司	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 廣納良幸
6番 藤森正晴	12番 安部重助
7番 小寺俊輔	

---

欠席議員（1名）

4番 宮永 肇

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 坂田英之 主事 ..... 山名雅也

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山名宗悟	地域振興課参事兼農林業特命参事
副町長 .....	細岡重義	..... 多田 守
教育長 .....	澤田博行	ひと・まち・みらい課長
町参事 .....	野邊忠司	..... 藤原登志幸
町参事 .....	前田義人	建設課長 ..... 真弓俊英

総務課長	日和哲朗	地籍課長	児島則行
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長	中島康之
	児島修二	健康福祉課長	大中昌幸
情報センター所長	藤原秀洋	会計管理者兼会計課長	
税務課長	和田正治		山本哲也
住民生活課長	高木浩	病院事務長	藤原秀明
住民生活課参事兼防災特命参事		病院総務課長兼施設課長	
	田中晋平		藤原広行
地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事		教育課長	松田隆幸
	石堂浩一		
地域振興課参事兼観光振興特命参事			
	山下和久		

---

### 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第81回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

厳しかった夏の暑さもようやく落ちつき、朝晩、秋の兆しを感じる好季節となりました。稲穂も色づき、収穫が始まっています。しかし、各地で雨が多く降っており、被害も出ております。今後は台風シーズンも続きます。対応に十分気をつけていただきたいと思います。

北朝鮮のミサイルが5回目となる日本上空通過、太平洋上に落下しました。緊張感の中、政府、国連安全保障理事会ともに厳重抗議していますが、北朝鮮の反応は今後も太平洋を目標に弾道ミサイル発射訓練を頻繁に行い、戦略の実践化、近代化を推し進めるべきとの方針であります。日本越えが常態化するおそれが懸念され、レッドラインぎりの状況に安全確保が保障されるのか大変心配な状況にあり、先日の中・西播磨地域姫路市合同防災訓練でも、ミサイル着弾を想定した国民保護訓練が行われたところであります。

さて、今次定例会に町長から提出されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、報告、諮問、条例制定及び一部改正、平成29年度各会計補正予算、平成28年度一般会計並びに特別会計・企業会計歳入歳出決算認定の37件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適切妥当な結論を得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

## 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ことしの夏は例年になく酷暑が続く一方で、日本各所で局地的な時間100ミリを超える集中豪雨による災害が発生するなど、自然の猛威が日本列島を襲いました。

市川町におきまして、先日の局地的な豪雨により土砂流出、山腹崩壊など多くの被害が発生していますが、神河町におきましては、災害発生にまでは至っていない状況でございます。しかしながら、これから本格的な台風シーズンとなります。情報収集に努めながら体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

9月に入りましてからは、ことしは例年よりも10日ほど早く稲刈りが始まり、秋の色合いが一気に深まりつつあるきょうこのごろでございます。

そのような中ではございますが、ことしも第12回かみかわ夏まつりが開催をされ、オープニングは神崎保育園鼓隊パレードから始まって、各種ステージイベントが繰り広げられ、夏まつりのフィナーレは6,000人の真上に広がる花火1,000発が大輪の輪を咲かせ、神河町夏の最大イベントとなりました。改めまして夏まつりを支えていただいています全ての皆様に心から感謝申し上げますとともに、花火基金のほうも目標の2,500口を超える2,618口となりました。重ねてお礼申し上げたいと思います。

24日から27日にかけては、公立神崎総合病院におきまして、ことしは13名が参加しての3回目となります高校生と医学生の地域医療体験研修プログラムが行われ、病院の現状や課題、そして地域医療ボランティアや訪問看護や医療機器の操作体験にも取り組んでいただきました。

3日目の宿泊先としましては、4軒の地域の方々にお世話になったところでございます。初日のワークショップにおいては、神戸学院大学の神河プロジェクト映像「たからもの」の紹介などあり、神河町を知るよい時間が持てたと思っております。

このような地域の皆様の協力がいただける病院をこれからも神河町の地域創生の核として捉えながら、地域とともに歩む病院を目指していきたいと考えます。

26日には、東京秋葉原のアキバ・スクエアにおきまして第3回全国ふるさと甲子園が開催をされ、全国からは55団体、兵庫県からは明石市、淡路島、そして神河町の3団体が参加をし、ステージイベントにおきましては、峰山高原スキー場オープンにあわせ、神河リーディングプロジェクトの一環として、女優・のんさん主演、観光PR動画のお披露目にあわせ、神河町を力いっぱいPRをしました。

当日は、のんさんも登場していただきまして、そののんさん効果により来場者による行きたい町第3位の栄光に神河町が輝くとともに、ユズ商品、そして神河弁当も大好評でございました。PR動画につきましては、神河町のホームページ、公式ユーチューブで配信しております。また、ケーブルテレビでも紹介させていただきます。

また、ゆるキャラグランプリ2017におきまして、投票は11月10日までとなっております。カーミンの順位140台後半ということでございますので、ぜひともカーミンの投票、応援をよろしくお願いしたいと思います。

9月に入りましてからは美術展も盛大に開催がされ、これからは木造インターンシップであったり、神河中学校の体育大会や幼稚園、小学校の運動会など、多くの文化・芸術、体育等のイベントが満載となっております。

11月末オープンの道の駅「銀の馬車道・神河」、12月16日オープンのスキー場、峰山高原リゾート「ホワイトピーク」の建設は順調に進んでおります。また、今月以降、マスコミ等のPRも本格スタート。その他観光拠点施設の整備を初め、神河町の地域創生を着実に進めてまいり所存でございます。

さて、本日は、第81回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様の御出席を賜り、議会が開催されますこと、厚くお礼申し上げます。

今定例会には、報告4件、諮問2件、条例制定・改正4件、計画策定1件、工事請負契約変更2件、平成29年度補正予算11件、平成28年度各会計の決算認定13件の計37件でございます。議員各位には慎重審議賜り、御承認、可決賜りますよう衷心よりお願いを申し上げまして、開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### 午前9時08分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第81回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

会議に入る前にお知らせいたします。

議場システムの更新について、従来より時々ふぐあいが発生し、御迷惑をおかけしておりましたが、大切な予算をつけていただき、本定例会よりシステムが更新されております。委員会室におきましては、既に活用されておるところでございます。議場入り口上部に時計、そして出席表示並びに一般質問での残時間表示も更新されておりますので、御確認をお願いいたします。大変高額な費用もかかっておりますので、大切に使用していきたいというふうに思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に、宮永議員より病氣療養中のため今期定例会を欠席する旨の報告がございますので、よろしく御了承願います。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

9 番、三谷克巳議員、10 番、小林和男議員、以上 2 名を指名します。

---

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について委員長から報告を受けます。

山下皓司議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（山下 皓司君） 第 81 回神河町議会定例会議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会の山下でございます。去る 8 月 31 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から 9 月 28 日までの 24 日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告 4 件、人事案件 2 件、条例の制定及び一部改正 4 件、過疎地域自立促進計画の策定 1 件、工事請負契約締結事項の変更の件 2 件、平成 29 年度各会計補正予算 11 件、平成 28 年度神河町一般会計、特別会計、企業会計の決算認定 13 件の 37 件であります。

なお、最終日に補正予算 1 件が提案される予定となっております。

また、陳情 1 件と要請 1 件を受理しており、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情については、最終日に発議第 3 号として意見書を提出する予定としております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第 1 日目とあすの第 2 日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第 7 号から報告第 10 号、諮問第 1 号と諮問第 2 号、第 65 号議案から第 71 号議案については、表決をお願いすることとしております。

第 72 号議案、29 年度一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、総務文教常任委員会に審査を付託することにしております。

第 73 号議案から第 82 号議案の特別会計・企業会計補正予算は、第 6 日目の最終日採決としております。

第 83 号議案から第 95 号議案の平成 28 年度各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後に、清瀬代表監査委員から各会計決算について審査の結果を報告していただきます。各会計決算の質疑は、第 3 日目と第 4 日目に行い、設置します決算特別委員会に審査を付託することにしております。

なお、決算特別委員会委員は、6 月 22 日の全員協議会において了承されましたとおり、議会運営基準第 120 条の規定において、議長と監査委員を除く 10 人としておりますので、今回から 10 人を選任することになります。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを 8 月 28 日の午後 3 時とし、通告があった 5 名の議員により、本会議第 5 日目の 20 日に行います。

28 日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いするこ

とにしております。

なお、閉会中に受理しております陳情1件と要請1件については、議会運営基準の規定によりまして、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長をお願いをいたしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの24日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの24日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いします。

山下皓司総務文教常任副委員長。

○総務文教常任委員会副委員長（山下 皓司君） それでは、総務文教常任委員会の閉会中の活動報告をいたします。

副委員長の山下でございます。閉会中の総務文教常任委員会の活動でございます。去る8月17日、委員会を開催しました。宮永委員長が病氣療養中で欠席されたため、副委員長の私が委員会の進行を務めました。宮永委員長以外は全委員出席し、執行部は各関係管理職の出席をいただき、9時より16時過ぎまでの間、所管事務調査を行いました。

なお、今回から議会委員会条例の改正に伴いまして、ひと・まち・みらい課が当委員会の所管から外れております。

まず、教育委員会でございます。教育課、地域交流センター、学校給食センター、公

民館の事務進捗状況等の説明を受けました。

主な内容、委員よりの質疑、意見について報告をいたします。

学校等施設の整備は、寺前幼稚園、越知谷小学校、長谷小学校の空調設備、神河中の天井、床等の補修工事は夏休み中に実施するということでもあります。

公民館等の重複施設の今後については、過疎債の活用も含め検討したいということでもあります。

越知谷小学校の今後のあり方について、7月25日に地区区長、学校、教育委員会による考える会を開催し、地域としては、学校の存続を望むが、保護者の意向を尊重するとした上で、長谷小学校と同様の協議を進めることの確認をしたということでもあります。

神河中学生が通学途上、県道加美穴粟線加納地内の歩道で転倒し、負傷した。自損事故としての判断で保護者も了承されている。当該地区は歩道が狭く、改良を要望している箇所であるが、着手できない現状にあるということでもありました。

質疑であります。中学生の通学中の事故だが、この付近の改良は議会でも要望している。県は改良済みとのことだが、町としてどのような体制で要望するのか。答弁といたしまして、通学路対策協議会で要望している。建設課、住民生活課、教育課で要望しているが、困難な状況である。他の観点から要望できないかとも考えている。自転車のグリーンベルトも考えている。生徒の指導等を引き続き実施するということでもあります。

改良が進まない状況にある福本区は、バス通学に変更できないかということに対しまして、中学校だけでなく小学校も含めて通学方法、通学路を検討していきたいということでもあります。

町民温水プールの補修がことしは年末に変更になっているがということに対しまして、補助金の関係もあり、12月に実施するということでもあります。

なお、水の入れかえは2年に1回なので、本年は行わないということもございます。

日本一の学校づくりは学校単位か、町全体かという質問に対しまして、当初の狙いは各学校1つということでありましたが、長谷小学校や越知谷小学校の取り組みが全町的な取り組みになったということもございます。

地域交流センターの短期事業の町内の利用状況について質問がありました。町内利用は徐々にふえている。週末は1日でも利用できるもので、親子の参加もある。全体の2割が町内の利用ということもございます。

いろんな競技、スポーツ関係ですけれども、全国大会に出る子供が多いわけですが、これらに対する顕彰規定を検討中とあるが、お祝い金を支給するのか、対象は個人か団体か、どんな大会か、十分検討してほしいということで、現段階の考えについての質問がありました。どのようにするのか検討しているが、多面的に見て苦慮しているということでもあります。現状では、町長を表敬訪問された場合は、祝い金を町長交際費で支給している。町としては横断幕の設置のみということでもあります。今後、政策調整会議に諮っていきたいということでもありました。

こういったことに対して、保護者からの要望はないか、また第三者による諮問委員会的なものをつくり、統一した見解が必要である。役場内だけでの線引きは荷が重いのではないかということに対しまして、第三者の件についても検討していきたいということでもあります。

神崎小学校の空調修繕があるが、建築年数から見て早いのではないかということに対しまして、一般的な保証期間は過ぎているが、詳細は確認していきたいということでもあります。

小学校の制服、保護者負担の面から考えると、各学校を統一したらと考えるが、こういったことに対して保護者の意見はないかということに対しまして、保護者からの意見は聞いていないということでもあります。

臨時職員やシルバーで対応している町の体育施設での利用料金の扱いはどうなっているか、事故があったときの対応とか出納員の辞令、そういうふうなことに対してルールに沿って行くべきでないかということにつきまして、点検をし、再確認をするということでもあります。

前回の委員会で給食センターの取り組みについて褒章制度を考えたいとのことであったがということにつきまして、職員提案規定の中に制度としては制定しているが、実施したことはない。披露することで本人の励みになるように対応していきたいということでありました。

次に、情報センターであります。重要事項等の進捗状況の説明を受けました。新しい料金体制については平成30年4月1日とし、利用料、加入負担金とも減額することを基本に検討していきたいということでもあります。

質疑といたしまして、越知川にかかります市場橋、粟賀町と東柏尾の間の越知川にかかっているわけではありますが、市場橋の川上にある伝送路は予定どおりそのままなのか、川下にするとか、変更の協議をしたか。安全性の確保面から真剣に検討してほしいということに対しまして、再度協議したいということでもあります。

新料金の設定の考え方について質問がありました。神崎エリアの料金を基本にしたい。加入分担保金は、放送機器設置費を基本に積算したいということでございます。年明けには大河内エリアの宅内工事が始まるが、内容を説明してほしいということに対しまして、神崎エリア、大河内エリアで工事内容が異なる。宅内に引き込む場合は、光ケーブルなので壁等に大きな穴は必要ないということでもあります。工事着手までに地元説明会を実施したいということでございます。

次に、税務課でございます。同じく事務事業等の進捗状況の説明、また税の徴収状況、滞納整理委員会の取り組み状況の説明を受けました。前回の委員会で調査事項としてお願いをしておりました、ふるさと納税の他市町納税は、人数は71名、額は442万9,000円、前年度比27名、148万円の増ということでもあります。また、要望の出たおりました口座振替の推奨の対応は、他の徴収方法の件を含め、9月の滞納整理委員会

で検討するというございました。

税の収納状況は、現年課税分は昨年度とほぼ同じ割合で収納できたが、滞納繰り越し分の収納が厳しいということございました。

関西電力株式会社の大規模償却資産で大河内発電所の減額がなかったとの説明だが、内容はどうかということに對しまして、この件については大臣配分なので、具体的に町ではわからないが、発電所内で億単位の投資があったとのことを聞いているということでありました。

次に、会計課ございます。現金等の保管状況等の説明を受け、適切に管理されていることが確認できました。

質問としまして、公金収納でダブルチェックはどうしてるかに對しまして、納付書と現金の扱いは1人が対応、もう一人が確認、つり銭収納印漏れ等を2人体制でチェックしているということございます。

次に、総務課ございます。事務事業進捗状況、人事評価制度など行政経営の仕組みの実践と充実の取り組み状況、行財政改革大綱の取り組み状況、長期財政計画、平成44年度までの財政シミュレーションについて、危機管理システム構築の取り組み状況等の報告を受けました。

また、前回の委員会で、設備工事にも業者のランクをつける必要があると指摘した件については、町内業者が5社なので、ランクづけの意味がないと検討結果の報告がありました。業者も了解済みのようであります。

質問といたしまして、設備工事のランクづけ、町内業者が5社なので、ランクづけの意味がないということだが、設備業者も管工事で登録しているはず。経営事項の審査をしておかないと、一般公共工事入札の資格がもらえない。点数によって工事の金額が変わるはずだという指摘に對しまして、そのとおりだが、町内の設備業者は管工事に絞っているという答弁でありました。

意見等としまして、設備業者のランクづけ、工事の発注の仕方も含め検討が必要だという委員からの意見が出ております。

工事入札について、ランダム方式の導入で失格者が増加している。常に検証し、公平公正な入札執行を望む。県は公表しているのに、なぜ公表できないのか。引き続き検討されたいということに對しまして、ランダム係数は県と違うので、業者も現在は思考中ということであります。意見は、念頭に置いて執行していきたいということであります。

職員派遣の考え方と組合専従継続4年で復帰の弊害はないかということに對しまして、職員数にゆとりはないが、県との関係もあり、派遣しているということであります。また、職員の育成にもつながるということであります。組合専従は、職員団体との協議の上で実施となっているということです。

ふるさと納税の返礼品が30年度から3割になるが、29年度はどうかということに對しまして、現在5,000円を4,000円、3,000円と減じていき、3割に持ってい

きたいということでもあります。

庁内自動車の購入は町内業者か、車検の扱いはどうかの質問に対しまして、購入は町内の販売登録されている業者に見積もり入札で実施している。後の車検、修理は、落札された業者に依頼しているということでもあります。

人事評価制度、5段階と考えているようだが、管理職とか係長などで区分するのかに対しまして、ランク分けにならないと考えているということ、今後の検討課題だということでありました。全員一律だと新任職員に不利にならないかということに対しまして、評価の力点は、目標設定に対する業績評価に置いている。絶対評価で人に差をつけるものではない。扱いを間違えると不信感につながるので、趣旨を踏まえて対応していきたいということでもあります。

接遇研修しているが、住民から厳しい意見を聞く。窓口対応について再度検討されたいということに対しまして、職員個人の差を埋める努力、また組織対応を心がけていきたいということでもあります。

危機管理システムの進捗状況についてであります。答弁といたしましては、完成度は50%程度、何をしたらよいか拾い出し、ここまで来ている。意識づけのため、わかりやすいものを策定したいということでもあります。

内部統制のために、情報の収集とか職員の共有が必要ということに対しまして、情報収集は必要であるということについては同じ認識であると。そういった情報が悪いものである場合には、いち早く対応していきたいと。また、職員の周知は徹底したいということでもあります。

以上ですが、今回の委員会につきまして、前回5月の委員会での質問、意見等で保留になったもの、検討しますと答弁された事項が執行部において検討状況について説明を受けることができました。委員会におきまして意見交換したことが積み上がっていき、いわゆる住民サイドの意見が反映されるということで、町行政の改善、進展になるのではないかと感じました。このような流れが議会閉会中の継続調査の目的であり、また意義であるというように考えております。執行部において真摯な対応がされたということを私、確認できたというように思いました。今回の8月17日の委員会のような形で、いろんな議論が継続していることを期待しているところでございます。

以上、雑な報告となりますが、総務文教常任委員会の調査報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いいたします。

小林和男民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小林 和男君） 失礼します。民生福祉常任委員長の小林です。ただいまより委員会の報告をいたします。

7月27日に副委員長から提案のありました社会福祉協議会との懇話会を全議員を対象に神崎支庁舎で行いました。社会福祉協議会の活動状況を議会として把握することが

できました。

続いて、8月10日、民生福祉常任委員会を開催し、平成29年度主要事業の執行状況について説明を受け、調査を行いました。報告の内容については、全て委員会資料が議員各位に配付されておりますので、詳細な報告は割愛させていただき、主な質疑の内容に絞り、御報告をさせていただきます。

公立神崎総合病院事業については、6月末日の執行状況です。外来患者数は、前年度対比278人の減、入院患者数は前年度対比668人減となっており、医業収益は6億3,188万2,271円で、前年度対比5,313万1,253円の減益となっております。あわせて、訪問看護事業、介護療育事業の執行状況について報告を受けました。

次に、その他の報告として、1番、電子カルテ導入による患者制限は経営に影響が出たが、今では持ち直している。2、改革プランの取り組み状況は、経営形態の見直しとして地方公営企業法全部適用について調査中、全適にすると事業管理者に全権委任することになる。自治体病院の半数以上が現在全適であり、事業管理者は医師が8割強という実態であります。3、ネットワーク化の取り組み状況は、公立穴栗総合病院と医薬品の共同購入を行い、平成30年10月1日から2年間、マリア病院とは産婦人科と打ち合わせを実施している。4、医師修学資金は3名貸与し、看護師は8名に貸与している。以上が病院からの説明です。

続いて、主な質疑応答の報告をします。質問1として、電子カルテ導入による患者制限が経営に影響した事情はという質問です。これに対する回答として、電子カルテの導入で機械の操作になれないため、医師の診療がこれまでより時間がかかってしまうので、外来の受け入れ人数の制限をしたが、徐々に回復してきている。

次、質問の2として、国の医療費抑制の流れがケア病棟にも影響しているとのことだが、病院の経営そのものに影響はないのかという質問です。これに対する回答として、在院日数を短くしていくと要望に応えられない。今後は平均13日の在院日数をふやしていく方向とケア病棟を有効活用して地域の医療ニーズに応えられる方向にシフトしていく必要がある。今後重要になってくる在宅医療・介護支援連携センター業務を郡医師会から病院が受けて、初期救急から在宅までトータルで見た病院経営を考えていく。

次に、質問3として、平成28年度決算見込みで7,800万円の赤字、平成29年度の第1・四半期の医業収益が対前年度比5,000万円の赤字だが、今の状況が続くと、平成29年度決算でどれだけ減るのか心配。今後の対策はという質問です。これに対する回答として、確かに先月から危機的な状況にある。執行部会で早期退院を緩める。夜間救急をできるだけ受けるなど収入アップ策を検討している。平均在院日数が延びると係数が下がって単価が落ちるので、総合的に判断して収入アップに努める。危機的状況を職員全体で認識し、取り組んでいきたい。

次に、質問4として、全適について調査した加東市民病院の事業管理者を具体的に教えてほしい。あわせて、全適にすることで職員の意識改革につながったという点、わか

っている範囲で。全国800以上の自治体病院の半数以上が全適ということだが、公立神崎総合病院もその方向でいくのかという質問です。これに対する回答として、全適は目的ではなく、手段の一つ。独立行政法人化、指定管理者制度、いわゆる民間型に移行するという事で、職員の意識改革につながっている。加東市民病院も移行して三、四カ月なので、そのあたりまでしか現状は見えていないということでした。

当院の減収の要因は、入院患者数の減、必然的に手術が減っている。外来については大きな減はない。長期入院では単価が下がる。そのあたりも判断しながら、全適は検討していくべきと思っている。全国自治体病院協議会にデータを送り、経営診断の準備をしている。将来の分岐点、見きわめの指標としたいと考えている。市町振興課理財系の指導では、経営上特に問題はないという評価を得ているが、内部では健全経営に至っていないという判断をしている。加東市民病院の事業管理者は病院長が兼務、全国的には公募されることもあるが、目的は経営改善である。

次に、健康福祉課についての報告に入ります。1、支庁舎窓口が手薄なので、混雑時には日曜窓口程度の対応を管理職で応援している。2、地域包括ケアシステム構築の進捗状況の説明。3、健康増進事業等実施状況の説明を受けております。

続いて、主な質疑応答の報告をします。質問1として、緊急通報システムの更新について、旧システムにおいて52件だったものが48件になっている。この4名は問題ないのかという質問です。これに対する回答として、緊急通報システムについては、子供と同居するようになった方、また施設等に入所されて減となっている。

次に、質問2として、障害者施設整備計画で社協やいずみ福祉会の社会福祉充実財産の活用ということだが、それぞれ事業主体が違っていても、目指すところは一緒だと思う。ゆめ花館では、就労されている方が四、五名でスペース的に狭いということなので、障害者の就労の場として総合的に調整できないか。健康福祉課が入っていく必要があるのではないかと質問です。これに対する回答として、社協独自で神崎支庁舎の敷地内を希望している。いずみ福祉会は2,000平方メートルの構想、グループホームは親なき後の不安に対するよりどころとなるので、集約した形でできないか。粟賀小学校跡地も内部で協議している。障害者福祉の拠点として整備したい。いずみ福祉会の財産は社協と同額程度と聞いている。社協とタッグを組んで取り組みたい。

次に、質問の3として、町内の高齢者福祉施設ひかりデイサービスの閉鎖だが、利用者がどういうふうな形で利用先を変えられたのか。また、あやめ苑の26床の改修後の運営状況はという質問です。これに対する回答として、ひかりデイサービスは急な話だったが、施設の好意により1カ月の猶予期間を設けて、問題なく他のデイサービスに振りかえられた。また、あやめ苑の工事進捗は消防の検査を受けるだけになっているが、介護職員が集まらない状況で、26床分入所の環境にない。16床のショートステイも受けられない状況と聞いている。

次に、関連質問3の2として、ひかりデイサービスの閉鎖で町全体としてデイサービ

スのキャパが減ったことにより、誰かがサービスを受けられなくなったり回数が減るといふ現象が目に見えるが、そのことに対する考え方はという質問です。2025年問題として団塊の世代の介護があるが、神河町の介護保険の認定者なり利用者数についてはおおむねピークを迎え、人口減少に伴い、利用者も減少傾向にある。キャパが減ったのは残念だが、何とかできるように仕向けていきたい。

次、質問の4として、支庁舎の日曜窓口は、コンビニ証明ができてでも継続するのかという質問です。これに対する回答として、これまでの習慣もあり、役場全体で考える。見直す時期に来ている。以上が健康福祉課関係の報告です。

次に、住民生活課についてでございます。1番、継続調査事項、広域行政（ごみ処理、し尿処理）の説明、2、防犯対策、国民健康保険の取り組み状況、3、カーボンマネジメント事業の進捗状況、4、生ごみ処理、防災対策の取り組み状況、以上の説明を受けております。

続いて、主な質疑応答の報告をします。質問1として、子ども・子育て支援関連のケース会議で、虐待、育児放棄について様子を見守るといふ状況ということだが、慎重に対応しなければならないと思うがという質問です。これに対する回答として、要保護対策のケース会議の実務は健康福祉課で、事務は住民生活課、対象は学校関係になる。学校、児童センターの専門家を交えての判断で、重大になる前に対策を講じている。

次に、質問2として、町管理防犯灯、街路灯の不均衡について、街路灯についてはほぼ均衡がとれていると町長答弁があったが、防犯灯よりも建設課所管の街路灯に不均衡があると見ている。幹線道路は町が見るといふ観点で、町管理防犯灯も街路灯としてはどうかという質問です。これに対する回答として、場所によっては通学路の防犯灯の役割であっても、道路整備の際に街路灯という位置づけをしているところもある。建設課の基準によって均衡を図りたい。特に集落間の接しているところについて調査を進めたい。

継続質問2の2として、町管理をできるだけふやしてほしい。LED化の流れを促進し、経費節減にも、その方向でお願いしたいという要望です。これに対する回答として、調査の結果を踏まえて政策調整会議を経て方針を出していきたい。

次、質問の3として、防災行政無線のふぐあいについての調整状況は。問題をどう整理したか。現時点で残っている問題点について説明をお願いしたいという質問です。これに対する回答として、全戸設置すべきところが、二世帯住宅等で設置されていないところがまれにあった。連絡がとれない家庭もあったが、再確認中である。居間でないところでの受信は非常時に役に立たないということで、了解を得てダイポールアンテナで居間へ移動させる対応をとっている。避難箇所にもなる公民館については、40集落全ての点検を終えた。外部スピーカーが山びこのように共鳴するところはテスト放送し、確認した。近距離に設置の場合は、時間差で流れるが、明瞭に聞こえた。一番広範囲に影響の出ている川上区は、関西電力が対処して軽減された。伝達に問題ないが、今後も

碍子の交換を行う。上小田区は引き続き点検中で、栗区も川上区とあわせて対応する。

次に、質問4として、ごみ焼却施設用地の選定の件だが、丹波市の例に倣って一般公募されるようなんですが、丹波市については、あらかじめ手を挙げてくれるような自治会があったので、このような手法をとられたと判断している。

中播北部行政事務組合も、そのような前提条件があつての公募となつたのかという質問です。これに対する回答として、応募があるとは限らないので、候補地一括評価方式も並行して行う。現時点の状況として確約はない。

関連質問の4の2として、既に委託契約もしているが、お金の流れはどういうふうな形で取り組むのか。具体的に言うと、誰が契約したかということという質問です。これに対する回答として、選定業務は候補地一括評価方式で外部発注になるが、組合予算で組合が発注する。また、福崎町も負担金を入れていただくということで、以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会委員長の藤原裕和でございます。平成29年8月8日に、9月定例議会前の閉会中の委員会を開催をいたしました。今回より、ひと・まち・みらい課のこの所管事務を加えての調査となりました。

まず、建設課の関係では、橋梁長寿命化修繕事業の修繕対策橋梁は96橋であります。平成29年度は、橋梁修繕設計委託6橋、修繕工事は17橋の予定となっております。また、5年ごとの点検が義務づけられまして、平成29年度は橋長、橋の長さなんですけれども、15メートル以上の橋33橋の定期点検が行われます。兵庫県まちづくり技術センターへ委託がなされているところであります。鍛冶地内の寺前橋橋梁修繕工事については、4月末に完了をしております。それと、平成28年度補正での実施予定の吉富地内久子橋については、渇水期に工事着手の予定と報告を受けております。

それから、道の駅「銀の馬車道・神河」の整備についてであります。現在、工事が進められている状況であります。この工事については、建設課の建築担当の職員が1名加わっており、地域振興課の農林業係が主管課となり、担当されているとのことでもあります。

道の駅の建築工事での作業員による落下事故については、農林業係のほうから報告されるものであるとのことですが、この件については委員会の各委員より、それぞれ建設課と地域振興課の両課の情報の共有をしっかりと持つべきとの意見や工事の監督責任や安全指導等の質疑もありました。

建設課のその他としましては、委員より県道等の除草作業を町の美化デーまでをお願いをしたいとの意見も出されました。

次に、上下水道課の関係です。7月25日、奥猪篠の簡易水道施設整備工事において、

コンクリートミキサー車の転落事故の報告を受けております。また、8月4日には、労働基準監督署による見解は、運転の操作ミスによるものでありまして、工事現場区域内ではないため、交通事故扱いとしての処理がなされるとのことです。

その他としましては、下水道施設の統廃合について、吉富の大山浄化センターへのヨーデルの施設の処理方法、放流水の関係については十分協議するとのこと、また大河内浄化センターの関係においては、市川町の沢区の皆様への状況説明などの報告がなされたところであります。

次に、地籍課の関係においては、この夏場における山林での現場調査において、ハチの事故があったとの報告を受けました。森林組合作業班の方ともども十分注意するよう指導しているとのことです。

その他としまして、委員より地籍調査の現場作業についての手当は出ているのかとの質疑がございました。重作業でもありますが、現場手当は出ているとの課長の答弁をいただいております。

次に、地域振興課の関係で、農林業系の道の駅での落下事故の件で、発生日は8月1日で、作業員の方が高さ2.7メートルから転落をされ、けがを負われています。工事現場での安全対策に落ち度がありまして、8月2日に警察署と労働基準監督署へ報告したとの報告も受けました。

なお、毎週火曜日に農林業系と建設課の2名の担当監督員が工程会議に出席をされております。工事の状況把握や管理監督されているようではありますが、質疑の中では、総合的に請け負われた業者の責任もあるかと思うが、警察などの判断はまだ出ていないとの地域振興課長の答弁でありました。

その他、道の駅の関係で指定管理の件等の質疑もございました。現在、大黒茶屋がチェーン脱着場の管理を県から年間委託を受けていることから、この延長での管理運営で考えていきたいと担当課より説明を受けております。委員からは、この施設の中のアンテナショップについて地元の方が使用できるということになっていますので、よくそこら辺の調整をしてほしいとの意見も出たところであります。

その他の質疑としましては、農業委員会の新体制について、現行定数21名が14名となります。その内訳は、認定農業者が4名以上、識見者としての中立委員が1名、その他の農業者が9名となっているもので、それらブロック制でのその地域ごとに精通をし、現在とそんなに大きく変わらない体制であるとの説明も受けたところであります。また、人・農地プランの作成の状況についての質疑もございました。

次に、商工観光係の関係で上下水道課のところでも出ましたヨーデルの森の大山処理区の統廃合の問題についての質疑で、雨水対策や動物のし尿の関係等で上下水道課と地域振興課が共通理解のもと、あと少しの検討をして進めていきたいとの回答をいただいております。

それから、現在工事中の峰山でのスキー場の工事や、前年から工事をされている太田

池横のメガソーラー用地から、大雨のたびに小田原川に赤い泥水が流れ込みました。アユの解禁日前でもあり、工事関係者との協議がなされまして、迷惑料で話がついたとの報告も受けました。

それから、委員より、新田ふるさと村の関係で指定管理者が今回入れかわって管理をされているんですが、また新田の地元の方もこの施設を誇りに思っておられることから、今後も担当課として、より多く協議をし、指導することに努めるとの報告を受けております。

その他として、数多くの質疑がございました。説明については省きたいと思います。

最後に、ひと・まち・みらい課の関係で、産業建設常任委員会の所管と今回からなりました。初めて委員会で事務調査をいたしました。神河町の地域創生は、このひと・まち・みらい課での取り組みの成否にかかっていると思います。ひと・まち・みらい課の課長、野邊町参事よりそれぞれ、1番、シングルマザー移住支援事業、2番、アグリイノベーション事業、3番、縁結び事業、4番、移住・定住推進事業、5番、企業誘致事業、6番、林業戦略等の事業説明を細部にわたり受けたところであります。

それぞれ委員より数多くの質疑が出た中で、特にアグリイノベーション事業について、牧場誘致問題などの事業の見直し等が必要であります。3年後には成果を出さなければなりません。当委員会としても、これらの現地調査も今後検討し、実施していきたいと考えています。

以上、重立った報告とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会、お願いいたします。

藤森正晴公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤森 正晴君） 6番、藤森です。公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告をいたします。

委員会は、去る8月22日に開催され、最初に前委員会からの経過報告がありました。その報告については、6月26日付で株式会社松村組と工事契約をし、7月6日に地鎮祭を行ったという報告。

次に、解体工事については、10月中旬からの予定である。次に、7月24日に粟賀町区の病院近隣者の方々と説明会を開催した。その内容でございます。まず1に、作業時間は原則8時30分から18時まで。2つ目に、作業休日は原則日曜、お盆、年末年始であります。3つ目に、解体については、アスベスト含有調査を行い、結果を提示し、油圧圧砕機の使用、また足場及び仮囲いに防音シートや防音パネルを設置し、作業中は散水を行い、騒音、粉じんの対策に努める。4つ目であります。工事現場前の道路は生活道であり、路上整備や維持管理を行い、交通誘導員を配置し、一般車両の通行を優先させ、交通安全に努める。車両進入路については、10トン未満の車両は南側、大型トラック、トレーラー等は旧粟賀小学校跡地で転回し、北側から出入りする。道路は、汚

れたときには速やかに清掃を行う。5つ目として、工事の安全については、迷惑のかからないよう細心の注意を払う。また、防火対策として管理者を定め、消火器を設置し、万全を期するという説明の中で、聞いた方から質問がありました。

その質疑について報告します。旧粟賀小学校跡地利用における注意や町道での作業はしてほしくない。また、防音壁や粉じんなどの安全対策等があったとの報告を受けております。

次に、委員会であります。今回、委員会には、工事落札者、株式会社松村組の所長の同席のもとで行いました。その委員会に出た主な質疑であります。

まず最初に、アスベストや騒音等の問題は、業者と徹底的にされているのかという質問であります。これに対し、アスベストについては10年前の調査では含まれていないとの結果であったが、再度調査したが、含まれてなかった。騒音については、作業中騒音を図り、記録を残します。また、毎週打ち合わせを行い、迷惑のかからないように進めていくとの答弁であります。

次の質問であります。設計上、外壁がR状になっているが、工事は難しいのではないかという質問であります。これについて、デザイン上よくあることであり、難しいことは全くないと株式会社松村組、田中所長の答弁であります。

次の質問であります。過疎債を医療機器に充てているとのことだが、病院改築には使えないのかという質問であります。これに対して、将来の財政負担というところで、事業との兼ね合いが出てくる。合併特例債もあり、十分調整しながらやっていくため、少し流動的になると考えているという財政特命参事の答弁であります。

以上が質疑であります。

最後に、委員会から、10月から解体工事が始まる。内容も含めた工程表を提出するように求めました。

以上で委員会の報告といたします。

○議長（安部 重助君） 次に、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会、お願いいたします。

三谷克巳峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長。

○峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長（三谷 克巳君） 委員長の三谷でございます。それでは、閉会中における峰山高原スキー場整備事業特別委員会の調査活動内容について報告をいたします。

委員会を8月22日に開催し、午前中に現地調査を行い、午後から工事の進捗状況等の事務調査を行っております。

まず、峰山高原スキー場整備事業の進捗状況ですが、調整池工事の7月31日現在の進捗率は、1期工事が95%、2期工事が16%となっています。残土約1,800立方メートルは、地盤安定処理を行わず、よく乾かしてから盛り土をする予定でございます。

次に、造成工事の進捗率は78%となっています。湧水対策の暗渠排水等設置工事で

すが、工事内容は、暗渠排水路が5カ所で、延長287メートル、沈砂池が1カ所等で、工事費は約1,724万円となっており、特命で随意契約をしております。

次に、リフト、人工降雪機、照明、電気等の設備の整備工事の進捗率は、1期工事が67%、2期工事が1%となっております。2期工事の5月末時点での進捗率が10%となっていました。これは間違っていたとのことでございます。

次に、第2リフトの基礎補強工事として、くい工事5カ所を予定しておりましたが、詳細な地盤調査の結果、3カ所になったとのことでございます。その工事費は450万円、特命で随意契約をしております。

次に、センターハウスの新築工事ですが、進捗率は25.9%となっております。工事内容を建築確認による指導、地盤の状況、安全性、快適性、利便性の向上のために、それぞれ変更をしております。

主な変更項目は、積雪荷重計算変更による屋根はりの追加、地盤改良、アプローチの延長、床をタイルカーペットに変更、それから照明機器をダウンライトに変更、それからトイレ等の衛生器具の変更、それからロゴマーク等のデザインが決まったことによりサイン工事の追加などとなっております。

これらの変更によりまして工事費が約690万円増額となり、スキー場全体の総事業費は今回の追加変更工事を加えますと10億8,384万円となり、一般財源相当額は約2億5,572万円となります。また、29年度は、財源としては過疎債を充てるとのことでございます。

次に、輸送計画ですが、鍛冶地内の臨時駐車場から寺前駅を經由して峰山高原までの輸送バスを1日往路4便、復路6便を運行する計画でございます。また、繁忙期には増便をする予定であるとのことでございます。

乗車料金は、片道で中学生以上、大人になりますが、500円、小学生は300円、幼稚園児以下は無料の予定でございます。また、この運行に係る経費は乗車料金を充てて、不足が生じれば町が補填し、利益が出れば町に繰り入れるとのことでございます。また、乗車予約は、観光協会と峰山高原スキー場のホームページで受け付けをするとのことでございます。

次に、峰山高原リゾートの案内看板ですが、播但道神崎南インターをおりたところの電光掲示型の看板の設置は、株式会社協和エクシオと1,706万4,000円で契約をしたとのことでございます。

国道312号線の市川町境付近の看板は、土木事業所と協議中とのことでございます。また、電柱に巻きつける看板は、国道312号、県道加美穴粟線等で約49カ所の設置予定でございます。また、スキー場のコース案内、それから施設案内での看板も設置をする予定とのことでございます。

次に、スキー場の施設の利用料金でございますが、峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例は、施行日を定める規則を公布しまして、8月1日から施行をしております。

す。その中で、株式会社マックアースにおいては、グループエリア券として兵庫県西部の3スキー場、県内の6スキー場、関西地域の9スキー場、全国30スキー場の4種類の共通シーズン券の販売受け付けを開始しているとのことをございます。また、町内の小学生、中学生については、無料にすることで現在調整をしているとのことをございます。

次に、県道加美穴栗線の上小田地内のチェーンの脱着場ですが、ゲートボール場の1面を潰して拡幅することの協力依頼を上小田区にしております。また、町道峰山砥峰線の除雪業務は、株式会社マックアースに委託することにしています。

次に、スキー場内は携帯電話の電波が弱いので、携帯電話会社3社にアンテナの設置の検討をしてもらっているとのことをございます。

委員会では、これらの説明を受けて、工事がおくれぎみなので、12月16日のオープンに間に合うよう工程管理をしっかりとやってもらいたい。また、工事内容の変更が多く発生してきているので、設計書作成段階で責任を持って精査をもらい、そして立派な施設にしてもらいたいという意見、要望をいたしております。

なお、委員会につきましては、いろいろ質疑応答がりましたが、その分につきましては、皆様方のお手元に配付しております報告書にまとめておりますので、御一読をお願いいたします。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安部 重助君） ここで、私のほうから報告をさせていただきます。

私のほうからは、6月定例会以降、閉会中の重立った事項を報告いたします。

6月29日、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会が神河町役場で開かれ、藤原裕和産業建設常任委員長ほか各委員と私が出席しております。議事は、平成28年度の事業報告並びに会計決算、平成29年度の事業計画並びに予算及び平成29年度役員改選についてで、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

6月30日、滋賀県甲良町議会から地域創生総合戦略について、行政視察に来町されています。議会からは、廣納良幸副議長と私が、行政からは野邊町参事とひと・まち・みらい課長と担当職員に対応していただきました。

7月5日、「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会が神河町中央公民館グリンデルホールで開催され、廣納良幸副議長と各議員に出席していただいております。

7月5日から6日、県監査委員協議会臨時総会及び研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員、藤原日順監査委員が出席されています。

7月6日、公立神崎総合病院北館工事の地鎮祭がとり行われ、藤森正晴公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長と私が出席しております。

同じく7月6日、中播農業共済事務組合議会臨時会及び全議員協議会が開かれ、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

同じく7月6日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開かれ、小林和男民生福祉常任

委員長と私が出席しております。議案は、監査委員の選任についてで、同意しております。

7月10日から11日、県町議会議長会評議員会議が神戸で開催され、私が出席しております。平成30年度兵庫県予算及び施策に関する要望事項について協議しております。引き続き、第183回兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会臨時会が開催され、組合長に多可町の清水議長、副議長に私が選任されました。

その後に開催されました議長研究会では、「地方創生をめぐる議会の課題」と題して山梨学院大学法学部教授・江藤俊昭氏から講演を受けました。翌日は、災害時における議会の役割について意見交換を行いました。

7月12日、三重県鈴鹿市議会から公立学校施設における木材利用状況について、行政視察に来町されています。議会からは私が、行政からは教育課長と神崎小学校長に対応していただきました。

同じく7月12日、かみかわ夏まつり第2回運営委員会が開かれ、私が出席しております。

7月14日、県議会、市議会議長会、町議会議長会が政策課題の共有化を図ることを目的に毎年実施されている地方議会協議会の第2回会議が県庁で開催され、私が出席しております。3議会が持ち寄った政策課題の説明と質疑がありました。

7月19日、反核平和の火リレー自治体要請行動が、役場本庁舎玄関前で行われ、廣納良幸副議長に出席していただいております。

7月20日、ごみ減量化推進協議会が開かれ、松山陽子民生福祉常任副委員長に出席していただいております。

7月21日、元神河町議会副議長、故中塚義之様の叙勲を山名町長と私が訪問し、御家族に伝達しております。

7月25日、社会福祉協議会の事業実施状況について全議員で研修し、事務局と意見交換を行っております。

7月26日、全国過疎地域自立促進連盟兵庫支部総会が神戸で開催され、私が出席しております。

7月28日、県町議会議長会正副会長会議が神河町役場で開かれ、私が出席し、県町議会議長会事務局体制について協議しております。

8月1日、神崎郡人権教育研究大会が福崎町田原小学校で開催され、私が出席しております。

同じく8月1日、播磨中部高原森林基幹道推進協議会定期総会が多可町交流会館で開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

8月2日、県町議会議長会主催の議会広報研究会が神戸で開催され、藤原資広広報公聴活動調査特別委員長ほか委員全員と私が出席しております。

8月4日、第18回アジア太平洋フォーラム・淡路会議が「テクノロジー・カルチャ

一・フューチャー」をメインテーマに淡路夢舞台国際会議場で開催され、三谷克巳議員と私が出席しております。

8月5日、第12回かみかわ夏まつりの準備作業に藤原裕和議員、小林和男議員と私の3名が出ております。

8月23日、県議会主催による第3回地方議会協議会が県庁で開催され、私が出席しております。県、市町の議会代表者が県政の諸課題について意見交換を行いました。

8月24日、神崎郡議長会が開かれ、私が出席しております。平成29年度町村議会議長全国大会、神崎郡町議会議員研究会等事業計画の詳細について協議しております。

同じく8月24日、社会福祉法人中播福社会の障害者支援施設「香翠寮」の納涼盆踊り大会が開催され、私が出席しております。

8月25日、神崎郡連合区長会主催による地方創生講演会が福崎町エルデホールで開催され、私と議員が出席しております。

8月28日、県町議会議長会正副会長と町村会正副会長との協議会が神戸が開かれ、私が出席し、今後の県町議会議長会事務局体制について協議しております。

8月29日、神崎郡交通対策協議会総会が福崎町で開催され、私が出席しております。

8月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開かれ、小林民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成28年度中播衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定について提案説明がありました。採決は、第2日目の10月5日に行う予定であります。

なお、各事務組合の議案等につきましては、議員控室に閲覧できるようにしておりますので、必要の都度ごらんいただきたいと思います。

9月3日、中・西播磨地域 姫路市合同防災訓練が姫路市白浜町で実施され、私が出席しております。

同じく9月3日、第12回神河町美術展表彰式が神崎公民館大ホールで開催され、私が出席しております。

閉会中に陳情1件と要請1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりであります。

なお、会議規則第129条に規定する議員派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので、御了承願います。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月12日に第51号を発行し、7月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

---

#### 日程第4 報告第7号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第7号、平成28年度（第19期）株式会社神崎フード経営状況報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第7号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、第19期株式会社神崎フードの経営状況報告の件でありまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

さて、19期の経営状況ですが、売上高が13億2,996万円となり、前年度が13億4,091万円でしたので、マイナス1,095万円、0.8%の減額となりましたが、税引き後の純利益では1,218万円の黒字となりまして、前年度の2,557万円の黒字に引き続き4期連続の黒字となりました。売り上げが減った要因としましては、エスアールジャパンが0.8%の減、マルアイが4.1%の減となり、約9,000万円の売り上げが減少しました。一方、イオングループでの取引では5.6%伸びて、約7,000万円の売り上げ増となりましたが、マイナスの補填には至りませんでした。そのほかマックスバリュ西日本、イオンフードサプライ、山陽マルナカで1.1から2.7%の微増となりました。

また、米の仕入れ価格が1キロ当たり年間の平均金額で246.4円となりまして、前年度と比べまして34円高くなり、大きく経営に影響しています。さらに、平成29年度においても米価が高くなる予想がされていまして、危惧しているところであります。

今後は、一層生産性の向上や新規取引先の開拓強化などに努めていくとともに、11月の道の駅「銀の馬車道・神河」、12月の峰山高原リゾート「ホワイトピーク」のオープンを初め、神河町PRイベントでの販売促進を図り、さらに神河弁当と銀の馬車道弁当のリニューアルも図っていきたいと考えています。昨年度に引き続き法人税を627万円納めることになり、雇用だけでなく、納税面におきましても、町に貢献しているところがございます。

以上が報告内容並びに内容でございます。詳細につきましては、地域振興課農林業特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

それでは、報告第7号の内容につきまして御説明申し上げます。

6月6日に開催されました第19期定時株主総会で承認されました株式会社神崎フー

ドの決算報告書の詳細につきまして御報告いたします。

表紙の次のページ、次の2ページ目をごらんいただきたいと思います。3月31日現在の会社の状況でございます。株主は神河町とエスアールジャパン株式会社と兵庫西農業協同組合の三者、町の持ち分は830株の4,150万円で、49.7%の筆頭株主であります。

28年度取締役と監査役は、27年度と同様の役員であります。従業員数は、役員、社員、パート合わせて76人で、昨年より6名ふえております。うち町民につきましては、59.2%となっています。

なお、お盆、ゴールデンウィーク、年末年始、節分等の繁忙期にはアルバイトや派遣労働者を40から70名ほど雇用して乗り切っています。

3ページには営業報告を記載しています。総売上金額が13億2,996万円で、前期と比べて1,095万円、0.8%減額となりました。主な取引先の売り上げにつきましては、エスアールジャパンが1,295万円の減、さとうが700万円の増、イオングループで7,037万円の増となっておりまして、売り上げが6億1,921万円で、46%を占めています。マルアイにつきましては、巻きずし、いなりずしが他社に移行したことにより5,674万円の減、またAコープ近畿が331万円の減となっています。

お弁当の取り組みとしまして、神河弁当が3,348個、銀の馬車道弁当が2,175個の販売と、前年と比べて神河弁当が販売数が大きく減ってきています。銀の馬車道弁当につきましては、伸び悩んでいるという状況であります。

次に、4ページの貸借対照表でございますが、左側の資産の部の合計のみを説明させていただきます。流動資産の合計で2億7,160万円となっています。金額の大きなものは、現金、預金で8,923万円、売掛金で1億6,739万円、原材料の棚卸資産で1,264万円、未収入金で273万円となっています。

次に、固定資産合計で3,959万円となっています。内訳は、建物、附属設備、工具、器具、備品等の有形固定資産で2,101万円、ソフトウェア等の無形固定資産で300万円、投資有価証券等のその他資産で1,557万円となっています。資産の部の合計で3億1,120万3,419円となっています。

次に、右側の負債の部では、買掛金、短期借入金等の流動負債で1億9,144万円となっておりまして、買掛金で1億3,026万円、短期借入金333万円、未払い金3,321万円、未払い費用1,779万円となっています。固定負債では、長期借入金で1,498万円で、負債の部合計では2億643万円となりました。

次に、純資産の部では、資本金は8,350万円で、利益剰余金2,126万円となり、純資産の部合計で1億476万円となりました。負債・純資産の部の合計は3億1,120万3,419円となっております。

次に、5ページの損益計算書を御説明申し上げます。売上高は13億2,996万円でございますが、この内訳は、スーパー等へのすしなどの製品売上高が12億4,750万

円、三角おむすび等の物販の売り上げが6,641万円でございます。大黒茶屋の売り上げは、弁当、麺、お土産、たばこ、喫茶売り上げで1,604万円となりました。

次に、売上原価ですが、期首棚卸高が22万円、物販仕入れ高が5,295万円、大黒茶屋商品仕入れ高が557万円、マックスバリュ等の集配センター利用手数料等の販売手数料が4,088万円で、合計9,941万円となっています。当期製品製造原価は10億2,252万円ですが、内訳は6ページに記載をしております。材料費で7億1,511万円、労務費で2億132万円、経費で1億707万円となりまして、当期総製造費用は10億2,351万円となり、棚卸高を差し引きしまして、当期製品製造原価は10億2,252万円となっています。もう一度5ページに戻ってもらいまして、合計が11億2,217万円となり、期末棚卸高25万円を差し引きまして、売上原価の合計が11億2,191万円となっています。売り上げから原価を差し引いた売上総利益、いわゆる粗利は2億804万円となりました。

次に、販売費及び一般管理費ですが、合計金額が1億9,317万円となっています。内訳は6ページに記載をしております。金額の高いものでは、販売員給与の1,374万円、事務員給料の1,379万円、発送・配達費の6,933万円、支払い手数料の967万円で、大黒茶屋労務費は製造原価に計上して、ゼロ円としています。雑給の449万円、賞与の669万円、法定福利費の929万円、役員7人の報酬で3,264万円、減価償却費の556万円、リース料の546万円、保険料468万円となっています。

もう一度5ページに戻っていただきまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は1,486万円となりました。ハローワークを通じた雇用に係る補助金や雑収入等の営業外収益で508万円、支払い利息、割引等の営業外費用で53万円となりまして、営業外を差し引いた経常利益は1,941万円となっています。特別利益はなく、特別損失として固定資産廃棄損が19万円、特別償却75万円、法人税、住民税及び事業税の627万円を引きまして、当期純利益は1,218万円となっています。

7ページには、20期の営業計画書をつけています。売り上げ予算は、売上高13億3,587万円で、0.4%程度の増加を目指していきます。昨年に引き続きイオングループ、イベントなどでの直売での売り上げを見込んでおります。さらに、昨年大幅な売り上げ減となったマルアイについては、3月、4月と納品数が伸びてきているのがプラス要因として期待をしているところでございます。

また、11月の道の駅「銀の馬車道・神河」、12月の峰山高原リゾート「ホワイトピーク」のオープンにあわせ、土産物やおむすびなど、販売促進、銀の馬車道関連イベント等に利益の高い販売を行っていきたいと考えております。

昨年、販売個数が不調であった神河弁当、銀の馬車道弁当については、リニューアルを図り、売り上げ増に結びつけたいと考えております。

今後の課題としましては、どの取引先も店舗での加工が厳しく、外注で鮮度ある商品や1日2回配送の製造体制の依頼があり、取引先のニーズに対応していく必要があります。

す。懸念材料としましては、のりの生産量が減少したことによる仕入れ価格が高騰し、さらに昨年からの米の仕入れ価格が上がり、平成29年産のお米の仕入れ価格も高くなると予想されています。町産米の活用につきましては、町内の農家が栽培した日本晴1.2ヘクタール分を購入する予定となっています。

7ページ下段には取引先との売り上げ見込みをつけていますので、ごらんいただきたいと思います。今後、厳しい経営状況であることは確かですが、従業員一同力を合わせて神崎フードの経営に取り組みますので、スーパー等で商品を見かけられましたら、ぜひお買い求めいただくようお願い申し上げます。報告第7号、平成28年度（第19期）株式会社神崎フードの経営状況報告とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。それでは、3点ばかりちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

まず最初ですけれども、3ページの下表に取引先の実績の表が出ております。また、7ページにも19期の表があるんですけども、これが7ページの損益計算書があるんですけども、その金額と多分合っていないような気がするんですけども、ちょっとそれをわかるような正しい表がありましたらいただきたいと思います。

それから、2点目です。大黒茶屋の件でございます。ページの3の下表にもあったり、ページ5にもあったり、ページ7にも大黒茶屋の売り上げの部分だけ少し出てきております。町長の冒頭の提案説明にもありましたように、今後、道の駅も整備され、また販売もふえてくると思いますので、14期まではたしか神崎フードと、それから大黒茶屋と分けて経理されてたと思うんですけども、分けたような形で、どうなってるのか、ちょっとそれを教えていただきたいと思います。

それから、6ページの販売費及び一般管理費の中でいろいろと出てるんですけども、従業員が昨年度と比べると6名ふえて76名になったということなんですけども、人件費の関係なんですけども、役員、支配人とパート、それぞれどの表を見たらいいのかということをお教えいただきたいのと、それと、最近、パートの方も多分出入りが激しいんだと思うんですけども、パート賃金の改善、今いろいろと言われてるんですけども、どういう形で改善なされているのかをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、最後なんですけど、7ページに20期の営業計画の文言があるんですけども、その4の中に今後の取引先等の展望というタイトルがありまして、その下のほうに米の単一品種の年間を通じての供給にも課題が発生として書いてあるんですけども、この意味合いは岡山産のあさひ米の入手がしにくいという意味で理解していいんでしょうか。今ちょっと3点か4点か言いましたけども、お答えをいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 済みません。まず、わかるところからお答えさせていただきたいと思います。

米の単一品種ということでは、現在使用されているのが品種としましてはコシヒカリ、特に給食と神河弁当、銀の馬車道弁当等には町内産コシヒカリを使っています。そのほか、すし米としては日本晴を使われていると。そのほか、あさひ米、それからアケボノといった品種を使われているので、国内産は国内産でずっと統一をされているということです。あさひ米、アケボノにつきましては、単一で使う場合と、そのほかブレンドにされるという場合があると聞いておりますので、その辺で単一での販売というのは難しくなったのかなというふうに思っております。

それから、パート従業員の関係ですけど、パート従業員が減ってきているということですかね。

○議長（安部 重助君） 賃金の改善。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） ちょっと休憩いいですか。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩します。

午前 11 時 09 分休憩

午前 11 時 19 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、引き続き藤原資広議員の質問に答えていただきます。

地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。藤原資広議員さんの御質問にお答えします。

まず、エスアールジャパンとマルアイの関係で、20期の数字と19期の決算の部分が違う部分につきましては、19期につきましては、エスアールジャパン、マルアイについて、その名義を使って取引を行っているという、全てを含んで取引をしているといったもので、その数字になり、20期の部分については、エスアールジャパン、マルアイそれぞれ単体の取引として金額を計上しておりますので、そこに数字の差が出てるといったものでございます。

それから、パート従業員の改善につきましては、昨年10月に改正を行い、25円の賃金の引き上げを行っている。819円でございます。

それから、大黒茶屋につきましては、売り上げにつきましては計上しておりますが、その経費につきましては、フードと合算ということに昨年からなってるようで、その部分については大黒茶屋の部分ということでは計上というか、してないということでございます。以上でございます。

もう一つ、19期につきましては銀ビルがないということになってるんですが、7ページには銀ビルがあるということでございますが、これ昨年の実績も入ってますので…

…。

○議長（安部 重助君） 再度休憩いたします。

午前 11 時 22 分休憩

午前 11 時 26 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、引き続き藤原資広議員の質問に教えてください。

多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

19期の報告の中に銀ビルの記載がなく、7ページの20期の計画の中に銀ビルの記載があるといった御質問ですが、これについては、19期の3ページの報告の神崎総売り上げの中に銀ビルの部分も含まれているということでございます。20期の計画につきましては、地元のスーパーでありますので、ここに掲載をしているといったこととございます。今後、19期、20期と同じような、もう少しわかりやすいような表現にさせていただこうかなというふうに考えております。ちょっと勘違いとか、そういったことが出てくる可能性もありますので、もう少しわかりやすくつくり込みをちょっとお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質問ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。もしこちらのほうもちょっとわかりやすい方法のほうが見やすいんで、例えばイオングループでまとめられたり、いろいろされてます。こちらのほうも、どれがどうひっついとんかようわかりませんので、損益計算書に出てる数値に合う表に差しかえてでもいいですから、していただきたいと思うんです。私のほうは、これしか資料がないんで、お尋ねしようにも、違うとったらどうも言いようがないんで、訂正の箇所があれば直してもらったら結構なんで、その点でよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 多田でございます。わかりやすい資料ということで、少し神崎フードさんと相談して、提供できるものは提供したいというふうに思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

報告第7号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いし

ます。

---

## 日程第5 報告第8号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第8号、平成28年度（第21期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第8号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、第21期株式会社グリーンエコーの経営状況報告の件でありまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

さて、第21期の経営状況ですが、我が国の経済状況は、政府が進める経済政策の効果もあり、雇用・所得環境が改善し、穏やかな回復基調が続きましたが、個人消費及び民間企業の設備投資については余り伸びが見られず、経済再生とまではいかない1年となりました。

このような状況の中、営業活動、施設改修、レストランの新メニューなどの増収策を講じてまいりました。しかし、猛暑と行楽シーズンの長雨により年間の入り込み客が17万7,938人と前年対比マイナス2.6%、約4,800人の減となり、施設利用収入は7,183万6,000円、昨年対比で299万7,000円の減、飲食業務等収入は8,562万1,000円、昨年対比247万4,000円の減収となりました。

全体の営業収益は1億7,265万8,000円、前年比509万9,000円の減少となりました。支出におきましては、水道光熱費、修繕料等の節減による121万5,000円の減、諸手数料のうち株式会社ホープへの手数料352万1,000円が減少となり、当期純利益は101万8,000円の黒字となりましたが、80万5,000円の繰り越し損失が残り、繰り越し損失の一掃にはあと一歩でありました。

本年4月からは、神姫バスグループが指定管理者となり、募集に際して提案された事業計画に基づき、フラワーパーク化やシステム導入等を進め、魅力的な施設となるよう取り組みを行っております。また、株式会社グリーンエコーにつきましては、本年6月30日の第21期定時株主総会において解散について審議いただき、8月9日の臨時株主総会で解散の議決、また清算人に私、山名宗悟を選任議決いただき、11月に清算終了登記等を行う予定で事務を進めております。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） それでは、株式会社グリーンエ

コーの第21期経営状況につきまして御報告申し上げます。

事業報告の1ページをごらんください。政府が進める経済政策の効果もあり、穏やかな回復基調が続きましたが、個人消費及び民間企業の設備投資については余り伸びが見られない状況のもと、営業活動、施設改修、レストランの新メニューなど増収策を講じてまいりました。しかし、猛暑や行楽シーズンの長雨などにより、年間の入り込み客が17万7,938人と前年対比4,806人の減となりました。

2ページには部門別の営業収益、3ページには利用人数を記載しています。21期のいこいの村の営業収益は1億7,265万8,000円、対前年509万9,000円、3%の減となっております。内訳としまして、施設利用収入7,183万6,000円、対前年299万7,000円、4%の減、飲食業務等収入は8,562万1,000円、対前年247万4,000円、3%の減、その他収入は520万1,000円、対前年37万2,000円で、8%の増となりました。

利用者の状況で主なものは、宿泊施設利用者は1万2,028人、前年比1,640人、12%の減、響の湯の入浴者は2万1,678人、前年比2,117人、8.9%の減、体育施設利用者は、体育館利用者が大幅に減少したものの、野球場、グラウンドゴルフ場、プールが増加したことにより、2万1,558人、前年比123人、6%の増、全体では延べ17万7,938人と前年比4,806人、2.6%の減少となりました。

4ページには、18期から第21期までの収支表を記載しています。また、平成29年度の課題を記載しておりますが、ことし4月から指定管理者の変更に伴い、株式会社グリーンエコーの解散手続の業務内容を記載いたしております。

4ページ中段から5ページには、会社の概要を記載しております。株主の変更はございません。6ページには、定例監査結果の報告です。

続きまして、7ページの貸借対照表の説明をさせていただきます。左の欄の資産の部ですが、流動資産1,411万9,874円、主なものといたしましては、現金・預金の1,254万810円、次に売掛金の157万9,064円でございます。

次に、固定資産が409万9,723円で、うち建物等の有形固定資産が398万1,533円でございます。次に、電話加入権の無形固定資産が2万4,000円、投資その他資産で9万4,190円、繰り延べ資産としてグラウンドゴルフ建設負担金として709万3,683円となりまして、資産合計は2,531万3,280円となっております。

次に、右の欄の負債の部では、流動負債が611万8,288円で、主なものといたしましては502万9,978円の未払い金でございます。その中でも株式会社ホープへの手数料299万7,282円、電気代116万6,329円等が未払い金となっております。固定負債はゼロでございます。

純資産の部で資本金が2,000万円、利益剰余金がマイナスの80万5,800円となっております。純資産の部合計は1,919万4,992円で、負債・純資産の部の合計額は2,531万3,280円となっております。

次に、8ページの損益計算書でございます。営業収益の合計額は、税抜きで1億7,265万8,452円でございます。内訳としましては、施設利用収入が7,183万5,981円、飲食業務等収入が8,562万1,450円、その他収入が5,200万1,013円、公益性確保委託料、指定管理料が1,000万8円となっております。

販売及び一般管理費の合計は1億7,141万6,636円となっております。主なものといたしまして、人件費の7,555万5,162円と水道光熱費の1,960万9,182円と諸手数料の1億3,389万9,641円となっております。この結果、差し引き営業利益は1,241万8,166円の黒字となりました。

そして、営業外収益は3万8,777円、営業外費用は2,380円となっております。経常利益、税引き前当期利益ともに1,278万2,133円の黒字で、法人税等26万5,677円を差し引いた当期純利益も1,011万7,646円の黒字となりました。

次に、9ページの株主資本等変動計算書でございます。21期も黒字となりましたが、当期末繰り越し損失として80万5,008円が残りました。

以上、報告第8号の平成28年度株式会社グリーンエコーの経営状況についての報告を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。そしたら、2点ばかりちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

8ページに販売費及び一般管理費という、損益計算書があるんですけども、その中で諸手数料が1億3,000万余りあるんですけど、これ全体から見ますと78%ぐらいを占めてると思います。これが逆やったらまだわかるんですけども、その大きなものの内容をちょっと教えていただきたいのと、2つ目は、清算に向けた動きの中で、出資金等の取り扱いについての考え方なり、どういう方向に行こうかなというのを思っておられたら、そこら辺をちょっと教えていただければと思います。その2点でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） その諸手数料、おっしゃるとおり非常に金額が多うございます。これにつきましては、ホープへの手数料、ほぼ90%以上を占めます。その中で一般管理費がありまして、人件費、それから例えばその人件費とは正規職員が15名、臨時が20人と、それから修繕費、それから施設使用料、リネン費ですね、それから備用品費、それから宣伝広告費、委託料、例えば夜間警備のシルバー人材への部分です。それから、浄化槽負担金、ごみ処理代ということで、本来であれば株式会社グリーンエコーさんがやるべきところをほとんどがホープがやられてますので、その分の諸手数料が毎回こういうふうな大きな金額が発生するというところでございます。

それからもう一つ、清算の手続です。株式会社グリーンエコーにつきましては、2,000万円の出資金で始めました。それが12者でございます。神河町、神姫バス、中はりま森林組合、兵庫西農協、商工会、サン・デベロッパー、粟賀財産区、但陽信用金庫、越知川漁協、神河町観光協会、根宇野区、山田区というその12者でございます、それぞれを100%出資金をお支払いできたらいいんですけども、現在のところそのうち88.6%の分についてお支払いできるという格好になっておりまして、町を除く、その他出資者につきましては、現金と資産でお支払いするという格好になります。

ただし、その資産につきましては、例えば根宇野区がその資産をもらってもしようがないので、その部分についてはもう一回町が引き取るという格好になります。例えば現金の配当で、今のところ総資産が1,700万ほどあります。そのうち現金配当が730万程度ですね。それから、資産配当が1,000万程度という格好になります。なので、できるだけ出資者に対しては迷惑じゃないんですけども、出資した分をできるだけ確保しようという格好で今は動いています。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 諸手数料の中の内訳はペーパーでもらうことはできないんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 差し出す分については特に問題はございません。また後ほどお見せしたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。清算手続について先ほどの答弁の中でもう1点確認だけをしておきたいんですが、これもまだ清算終了の総会というんですか、まだされてませんし、また町長が今現在清算人になってその手続を進めておられますので、差し支えがあれば答弁のほうは結構なんですが、先ほど資産についても株主については配当しますよという、分けますという話があったんですが、この7ページに出てきます有形固定資産ですね、建物とか構築物。これは既に施設についているものなので、これらについては今後施設を運営していこうと思えば、このものについては例えば町に帰属にするか、もしくは次の指定管理者等に譲与するというような手法をとらなければ、後々の運営にかかわってくると思いますので、ちょっとその辺の考え方、先ほどの山下特命参事の答弁の中と、もう少しその辺は補足というのをしてもらいたいなと思うんですが、その辺の差し支えなければお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） おっしゃるとおりでございます、資産については基本的に町が引き取るという方向で進めております。

○議長（安部 重助君） いいですか。

ほかございますか。

藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 6番、藤森です。3ページの利用者数の大幅に減というところに、まず体育館が大幅減、それからレストランが大幅減とあります。体育館の大幅減のもし要因がありましたら。それと、逆に日帰りがふえたということは、レストランの利用もあったと思うんですけど、レストランは減ということは、そこらあたりの兼ね合いは、どういう形の利用者がグリーンエコーに対しての利用といたしますか、そういうものはあったんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 詳しくはまだ分析中ではございますが、その年その年によってお客様の動向は少しずつ変化してるのかなというふうな思いがあります。体育館の利用が少なかったのは、例えばバレーボール、それからバスケット等、それらの方がよそに回られたか、もしくはそういう利用者の意向が今度は変わってきたのかなというふうな思いがあります。飲食については、本当に今過渡期かなというふうな思いがございます。いろんなメニューを新しく今開発中ございまして、やはり他の施設も同じなんですけど、同じメニューを続けると、どんどんお客さんは飽きてくるということで、新しいメニュー、新しいメニューという格好のほうを今現在取り組み中でございます。

事実、株式会社グリーンエコー様から今度ホープさんが直接運営されるようになって、いろいろな変化がございましたし、雰囲気も明るくなりました。そういう関係で、今年度以降につきましては期待できるというふうには考えております。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 6番、藤森です。体育館については、委員会でも言ったんですけど、整理整頓、清掃が非常に悪い。利用者からそういう批判を聞いております。もう使いたくないという声も入ってきました。そういうことが大きく原因しとるんじゃないかと。1度去年なり今まで使って次に使おうとはされてないと思ひまして、大幅になったという原因の一つであろうかと思ひます。

それと、日帰りの方の入村料には徴収がありますね。そこらあたりの徴収は、どういう形になっておりますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 体育館の利用につきましては、言われたとおり指摘がございまして、課のほうから、担当のほうから、こういう意見もありますよということで指導はしております。なので、ただ、人の手配でどこまでできるのかな、どのレベルまでするのかなということはあろうかと思ひますが、それなりの対応というか、できることはやっただいてるといふふうには理解しております。

それから、入村料については取っております。

それから、あと先ほど資産は配当後、町に寄附していただくことになっております。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 藤森です。体育館については、やはり1度利用されて、そういうイメージを与えたら、後々あると。体育館にしても、それぞれプール、野球場、また改善センターですか、町からの管理委託料が出ている以上は、体育館は常駐者を置いてないにしろ、やはりしっかりそういったところの特に清掃ですね、それから用具のものもしっかりとできてないということがあろうと思いますので、そこらあたりもしっかりまた検討していただきたいと思います。

それと、入材料についてですけど、事務所で受け付けなり何かをされた場合は徴収という形になると思うんですけど、そうじゃなしに来られた方の入材料は現在取っていないという形でいいんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） まず1点目、体育館の利用につきまして清掃云々の話、それは同じ答えになりますが、きちっと整理整頓、それから清掃はするように指導していきたいというふうに思います。

それから、入材料については、多分そういう実態があろうかというふうには思います。その部分についてきちっと整理をして、今後しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

それからもう1点、先ほど資広議員さんの御質問の中で、資料はお出しできるというたんですけども、ホープの明細は他社の決算なので、一応閲覧という格好になります。それで、御連絡申し上げますので、そちらのほうで対応していただきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第8号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第6 報告第9号

○議長（安部 重助君） 日程第6、報告第9号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第9号の報告理由並びに内容を御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規

定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当ございません。

実質公債費比率は15.7%。将来負担比率は34.7%で、いずれも早期健全化基準未達の比率であります。

また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので該当ありません。

以上が報告理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、報告第9号について詳細説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、報告書をごらんいただきたいと思います。1、健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ先ほど町長の説明にありましたように赤字はございませんので該当なしというところで、ハイフン表示でございます。

続いて、実質公債費比率につきましては15.7%で、平成27年度決算を受けての比率が15.6%でございましたので、0.1ポイント、少しポイントが上昇しているという状況でございます。

それから将来負担比率につきましては34.7%で、平成27年度決算を受けての比率が35.6%でございましたので、0.9ポイント改善をいたしているという状況でございます。

これらはその右側でございます早期健全化基準という数字の実質公債費比率25.0%、そして将来負担比率の350.0%と比較して、いずれも基準未達ということになってございます。

この実質公債費比率につきましては、我が町にとって非常に大きな指標と考えておりまして、平成26年度において18%未達を達成してから今まで引き続き公債費の適正な管理に努めながら比率の改善を図ってきたところでございます。

また、将来負担比率につきましてもそれぞれの会計における地方債の現在高、それらの将来負担の減少と、そして財政調整基金等充当可能な財源を少し増加をしてきたというところの中で今後も昨年に引き続き改善を図り、また今後も引き続き将来負担額を縮小していきたいと、このように考えているところでございます。

続いて、2、資金不足比率につきましても先ほど町長が申しましたとおり資金不足を生じておりませんので、ハイフン表示ということで該当がございません。

これらの指標の算出につきましては、国より示されました様式により算出をいたしているところでございます。

それでは、これから3ページめくっていただきまして、資料といたしまして1ページから5ページにそれぞれ算出の資料をつけてございます。まず、1ページは総括表でございます。2ページは、実質赤字比率と連結実質赤字比率の算出表。そして3ページは、実質公債費比率の算出表。そして4ページにおきましては、将来負担比率の算出表。そして最終的に5ページにそれぞれの各比率の算出方法を記載をいたしておりますので、この5ページをもとに算出につきまして説明をさせていただきたいと、このように思います。

まず、1つ目の実質赤字比率でございます。これにつきましては普通会計の赤字比率ということで、算出につきましてはごらんとおりでございます。まず分母につきましては標準財政規模ということで、平成28年度の標準財政規模51億8,680万6,000円でございます。

これにつきましては、少し戻っていただいて、3ページの中段あたりにございます28年度の⑫番、⑬番、⑭番の合計が標準財政規模ということで、その分母のところへ上がってございます。

続いて、また5ページに戻っていただきまして、分母につきましては2億2,277万4,000円のマイナス表示というところで、これにつきましては、2ページに戻っていただきまして、2ページの左上段に一般会計等というところに一般会計以降の合計が掲げてあります。その数字が一般会計等に係る黒字というところで、赤字ではないのでマイナス表示という中で整理をして、該当なしというところでございます。

また5ページに戻っていただきまして、続きまして、連結赤字比率というところでございまして、標準財政規模につきましては先ほどの数字と同じでございます。

続いて、分子につきましては、先ほど2ページで説明しました一般会計等の合計に、その下、国民健康保険の特別会計から右下の土地開発事業特別会計の全ての黒字部分、そして剰余金が出ている部分、それらの合計が分子の数字に入ってくるというところで、これも全て黒字でございますので、マイナス表示というところで、赤字比率はないということでハイフン表示というところでございます。

続きまして、3つ目の実質公債費比率でございます。これにつきましては分母に係る部分につきましては、先ほど説明いたしました標準財政規模から3ページにあります、少し3ページを見ていただきたいんですけども、その部分から基準財政需要額に算入されます交付税の措置額を差し引くものでございまして、上段の⑨番、⑩番、⑪番、これを足したものが差し引かれる金額ということで、その部分が分母に入ってきます。

そして分子につきましては、3ページの償還額ということで①、そして④、⑤、⑥、⑦までの数字がそちらのほうに入ってきます。そしてそれから差し引かれる金額というところで、これに係る特定財源から先ほど交付税算入がされる部分言いました、その部分をあわせて差し引くということで、⑧番、⑨番、⑩番、⑪番の数字を差し引いて分子として算出をしていくということで、平成28年度の単体の比率が16.38109%というふうになります。そして実質公債費比率におきましては直近3年の平均ということになりますので、平成26、27、28年度の3カ年平均ということで15.7%というところで、昨年度より0.1ポイント、少し数字が上昇したというところで算出が出てくるわけでございます。

続きまして、4つ目の将来負担比率でございます。これについては4ページをご覧ください。まず分母につきましては、先ほど来から言ってます標準財政規模、これが基準になりまして、それから先ほど言いました普通交付税の算入額ですね、それを差し引いた金額が分母になります。

そして分子につきましては、4ページのまず将来負担額というのが地方債の現在高からそれぞれ退職手当の負担見込み額というところの合計額が入ってきます。そしてそれから差し引かれるものとして、それらに充当ができる資金というところで、真ん中、中段に充当可能財源等というところの合計額がそのところに入ってきて、それを差し引きして計算をかけていきますと34.7%というところで、昨年度より0.9ポイント改善したというところの算出となっております。

そして最後の資金不足比率につきましては、先ほど来から言ってますように算出の基礎となる資金不足がございませんので、このところでは出てこないということでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明は終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

報告第9号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の説明が終わっております。

引き続き、それについての質疑を受けてまいります。質疑のある方どうぞ。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいと思います。実質公債費比率ですが、これ3カ年平均ですと去年よりか0.1ポイント上がっているというところなんです、この3ページの資料を見ますと、単年度の公債費比率見ますと去年よりか1.2ポイントですか、上昇をしているわけなんですね。この要因につい

ては5ページのほうでそれぞれ分析をしてあるわけなんですけど、恐らくこの要因としては元利償還金の額、また元利償還金が交付税に算入される額、それから標準財政規模ですか、この3つが一つの要素になってくると思うんですが、私の判断では標準財政規模が主たる原因が、それに尽きるというように思っておりますが、その中で去年から交付税が下がってくるという中で1.2ポイント上がるということになれば、今後も段階的に交付税が減ってきますので、そうなればあと2年後、3年後の単年度の公債費比率がどうなるかなという、その辺がもしも計算されておられましたら教えていただきたいと思っております。

それからもう1点は、去年から比べて1.2ポイント上がった要因は財政需要額のみであるというように言うても過言でないかどうか、その点も含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほどの質問の2点の共通する部分については、いずれも分母にあります標準財政規模の縮小というのがこの実質公債費比率の大きなところを占めておりますので、その部分が減ってきたという中で少し上昇をしてきているところが実情でございます。

今後においても普通交付税が減少していくという中では当然標準財政規模の一つの要素でございますから、減ってくるという中で、今から過疎債等を充当しながら大きな起債を発行する中で元利償還金という中も少しずつふえてくるということで、合併特例債、その辺の元利償還金も含めて徐々に公債費がふえてくると、1年間に償還する元利償還金がふえてくるという状況あわせると、単年度の比率が現在16.38109でありますけども、これが徐々に上昇をしていくというのは三谷議員おっしゃられるとおりに懸念するところでございまして、これが3年続けば3年平均で16.幾らかになると。これが17%を超えると17.幾らになるということで、18%に近づきつつあるような状況の中で今、県に出してますシミュレーション、そして今後20年間の部分をまたお示しをさせていただこうかと思っておりますけども、そういうところの中で少し今までシミュレーションをしていた部分の基準財政規模というのが少しずつ目減りをしていくというところの中で今ちょっと算定をしております、私どももその部分においては5年、10年先を見ますとちょっと非常に厳しいところがあるのかなというふうに感じているというところでございまして、まさしく一般財源が減ってくるという中でその実質公債費比率をいかに抑えていくかというのが今後、財政に課せられたちょっと課題かなというふうに感じているというところで答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。具体的な数字が特にわからないというんか、いろんな変動要因がありますので、わからないと思うんですが、私、単純に今このことしの数字を見て思ったのが、1年間に1.2ポイントずつ上がりますんで、

これ単年度の分については2年後に1.8に行くなど。ほんで3カ年平均ですんで、5年後にはまたもとの1.8に戻ってしまうんじゃないかなという、そういう危惧をしましたもので質問しましたんで、今、特命参事の話では5年後等の状況という話がありましたんで、私の一応乱暴な計算の中での5年後の危機感というのについてはどのように思われてるかなという、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今言われたように、単年度、単年度しますと、その部分で言いますと今、昨年、27年度から28年度において1.2%ぐらいは伸びているという状況の中で、これが将来ずっと続くようなことになれば、その3年平均ということになりますので、今は2.6、2.7と1.5.幾らかという数字の中での3年平均ということですので若干数字は落ちておりますけども、これが将来1.6%、1.7%とさらに高くなるということは3年平均しますとそれだけ上がってくるという状況にありますので、その部分を十分に危惧を今しているというところで、私ども財政にとっても5年先、10年先を見据えますとそういうところは十分推測されるということで、少し危機感を持って財政運営をしていかなければならないということを考えているというところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

報告第9号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第7 報告第10号

○議長（安部 重助君） 日程第7、報告第10号、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第10号の報告理由並びに内容を御説明申し上げます。

本報告は、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施いたしましたので、別紙のとおり報告書を提出し公表するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、教育長と教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） それでは、詳細説明を求めます。

澤田教育長。

○教育長（澤田 博行君） 教育委員会の澤田です。町長からもありましたように、平成28年度の1年間の教育活動についての事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、いわゆる外部評価を受けましたので、報告をいたします。

私のほうからは評価の概要を報告し、その実施方法や点検及び評価結果については、この後、課長から報告いたします。

神河町では、これまで教育基本法や学習指導要領、ひょうご教育創造プランなどを踏まえた上で、平成23年度に策定しました第1期神河町教育基本計画、かみかわ教育創造プランをベースに教育を進めてきました。

平成28年度は、これまでの取り組みをさらに深めるべく第2期計画、かみかわ教育創造プランを4月に策定し、教育を推進してきたところです。

第2期かみかわ教育創造プランは、「ふるさとを愛し 心豊かで 自立した 神河の人づくり」を基本理念とし、学校教育では、1つ目に自立して未来に挑戦する意欲や態度の育成、2つ目には生きる力を育む教育の充実、3つ目は子供の学びを支える仕組みの確立、4つ目の社会教育では生涯学習の学びを支援するを基本方針とし、取り組みを進めて、計画を進めております。

学校教育では、毎年かみかわ教育創造プランをもとに「神河町の教育」という学校の教職員向けの指導書をつくり、具体的な取り組みを進めており、特に平成28年度では人との豊かなつながりを狙いとした笑顔いっぱいの挨拶、それから確かな学力をつけるための読書の習慣づくり、それから授業の基本を大切にするため授業の最初に目当てと狙いを示し、最後に学習を振り返る活動を徹底することと発問、板書などの授業技術の向上と主体的、対話的な学習を取り入れるなどを重点行動目標とし、取り組んできました。

その中でも幼稚園教育では、幼稚園同士の交流や小学校や地域との交流を積極的に取り組んだことや保護者や地域に向けホームページを初めとする幼稚園の活動を知ってもらうための広報活動に力を入れたことなどを評価委員さんから高く評価を受けたところです。

社会教育では、青少年、成人、女性、高齢者などの個々のライフステージに応じた学習や体験の機会の提供、人権学習など今日的課題の解決に向けた学習機会の充実、公民館等の施設を拠点とした文化芸術や体育、スポーツ活動の推進、豊かな自然、歴史、文化遺産の保存や活用に向けた地域文化の活性化などに努め、神河町が目指すハートがふれあうひと・まちづくりができる社会教育を推進、実践してきました。

その中の歴史、文化の分野では、平成29年4月に日本遺産に認定された「銀の馬車道 鉾石の道」に向けた取り組み等について高い評価をいただいたところです。

それでは、実施方法や点検及び評価結果について課長が報告いたします。

○議長（安部 重助君） 教育課、松田課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田です。それでは、私のほうから報告第10号の内容につきまして御説明をいたします。

お手元の資料1枚目の教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育委員会の点検・評価（平成28年度対象）の表紙をめくっていただき、裏面をごらんいただきたいと思います。これは今回の報告につきまして、教育委員会が規定しております点検及び評価の実施方針でございます。これにつきましてはこれまでと同様です。細かい御説明は省略いたしますが、毎年1回点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを狙いとしています。

今年度も外部評価委員として5名の方を委嘱し、7月12日と7月31日に委員会を開催いたしました。

第1回目の委員会では、平成28年度からスタートしました第2期かみかわ教育創造プランや平成28年度の神河町の教育の推進に向けた教育委員会や学校の取り組みの状況、また町内各幼稚園、小学校、中学校における自己評価、外部評価、全国学力・学習状況調査や教育委員会で開催しましたアンケート調査、また全国体力・運動能力調査などの結果の分析と各種事業や施設等の状況、また参加者、利用者数などについて報告をいたしました。

第2回目の委員会で教育委員会より自己評価とその評価のポイントの説明をし、質疑を受けたところです。

その後、評価委員としての点検、評価を文書で御提出いただき、事務局でまとめたものを8月21日に開催しました教育委員会において報告し、承認をいただいた上で報告書としてまとめております。

その報告書が次のページのA4横書きの資料、神河町教育委員会平成28年度「神河町の教育」施策外部評価シートです。本日議会へ報告させていただき、これを受け簡潔にまとめたものを10月上旬にホームページで公表する予定にしております。

それでは、初めに、評価シートの概要について御説明をいたします。

表紙をめくっていただき、1ページ目の上段をごらんください。まずAの十分に達成されている、Bのほぼ達成されているから、以下Eの達成が困難であるまでの5段階で評価し、評価につきましては中央にある内部評価、右端にある外部評価とも同じ評価となっております。中央部の内部評価につきましては教育委員会の事務局内で評価した点数、また右端の外部評価につきましては評価委員5名の方それぞれの評価を点数化して、トータルの評価としております。

外部評価につきましては、5名の委員さん個人個人の評価がAからEという点数でついてまいりますので、それをそれぞれ5点から1点ということで点数化をし、5名の委員さんの平均点が4点以上で、かつ3人以上がAの評価の場合はAの評価としておりま

す。3.8 以上の場合はB、さらに3.8 未満はCという評価をしております。

具体的な内容につきましては後ほど御説明しますが、表の2 段目、網かけになっている部分が表の各項目で、まず一番左の分野につきましては、教育委員会活動、学校教育施策、社会教育施策、事務及び施設設備の4 つの分野に分かれております。学校教育は、さらに①から③の3 つの評価項目に分けた上で、全ての評価内容を2 5 項目に分けて評価をいただいております。また、教育委員会の事務局及び評価委員の皆様からの意見、改善点等を総合所見として文章で9 ページ以降に記述しております。

それでは、評価について簡単に御説明をいたします。1 ページ目からですが、一番右側の外部評価につきましては、2 5 項目の評価のうちAという十分に達成されているという評価が4 項目ございます。Bのほぼ達成されているが2 0 項目、Cのやや不十分であるが1 項目となっております。表中央部の内部評価と外部評価を比べますとどちらも同じ結果となっておりますが、評価委員さんによりそれぞれ違った評価をいただいておりますが、平均しますと内部評価と外部評価が同じとなったという結果となっております。

例を挙げますと、一番最初の教育委員会活動につきましてはB評価となっておりますが、教育課題についての協議や学校訪問を通しての指導助言など多様な教育委員会の活動について評価をいただいておりますが、平均点は4 点以上でA評価なんです、委員の方2 名の方がA評価、それ以外の方はB評価ということで、この評価につきましてはトータルBという評価をつけさせていただいております。このようにそれぞれ点数化をして評価をしております。

それでは、次の学校教育施策の分野をごらんいただきたいと思います。評価項目①の自立して未来に挑戦する意欲や態度の育成では、通学合宿や自然学校、トライやる・ウィークなどの体験活動の充実などを委員様に報告をし、Bの評価をいただきました。

次のページの「生きる力」を育む教育の充実につきましては、a からe の5 つの評価内容、観点に分けており、特にd の幼児教育の充実につきましては、先ほども教育長からありましたように町内全4 園の交流、また小規模幼稚園同士の2 園交流等、さらには幼稚園と小学校の交流のほか高齢者や未就園児との積極的な交流を通して幼児期において重要な体験による人とのかかわる力の育成に努めてきたことやほぼ毎日ホームページを更新し、保護者や地域への情報発信に努め、信頼関係の構築に取り組めたことなどを報告し、それに対して評価委員さんからAという評価を受けたところです。

その他の部分につきましては、全国学力・学習状況調査の状況、また全国体力・運動能力調査の結果として、ほぼ県、また全国平均を上回っていることや教育委員会が行ったアンケートでは9 5 %以上の児童・生徒が明るく楽しい学校生活を送れているなどとの回答をし、授業では目当て、狙いを示す、振り返りの活動などに積極的に取り組んでいることなどの報告からa の確かな学力、b の豊かな心、c の健やかな体の育成とe の特別支援教育の充実について、それぞれBの評価を受けたところです。

次に、4 ページ、③の子供の学びを支える仕組みの確立につきましてもa からe の5

つの評価内容、観点に分かれている中で、ひょうご放課後プランへのボランティアの協力体制、土曜チャレンジ学習などの新たな取り組みなどによりdの子育て環境づくりの推進の項目についてAの評価となっております。

また、施設が老朽化する中でも職員の危機管理意識と実践により異物混入の減少、また食材の地産地消の取り組みの推進など安心・安全でおいしい給食の提供ができたということで、eの学校給食の充実についてもAの評価をいただきました。

その他のaからcの項目、3項目につきましては、学校の取り組みとして心の教育を重点目標とする中で、いじめや適応教室の状況、またそれにかかわるスクールカウンセラーや指導員の状況の報告、また授業公開の実績等を報告する中でBという評価をいただいたところです。

次に、社会教育施策についてですが、学びを支援し、ハートがふれあうひと・まちづくりを重点課題に人権、スポーツ活動、家庭・地域の教育、青少年の健全育成、地域交流センターと公民館事業、そして歴史・文化財の7つの項目に分けて、平成28年度の各事業報告、また参加者、利用者数の報告、状況としまして平成28年度は大きな特別な事業はなかったものの、地区別人権教室では開催日時の工夫による幅広い参加が得られたこと、また学童保育クラブや子育て支援学習センターなど少子化が進行する中で子育て支援、就労支援において有意義な活動ができてきていること、また歴史文化基本構想の概要版や地域カルテの作成等文化財の保存活用事業で大きな成果を上げたことなどを報告しました。これらの中でも先ほどもありましたように平成28年度の取り組みが大きな成果としてあらわれ、平成29年4月に日本遺産に登録されました銀の馬車道の取り組みなどが評価をされて、gの歴史・文化財の保護保存・活用継承の推進につきましてはAの評価となり、それ以外につきましてはBの評価となったところです。

次に、最後の項目であります事務及び施設設備の管理につきましては、それぞれ予算の範囲内で施設設備についての充実に努めているものの、特に体育施設につきましては、抜本的な解決にはつながっていないという中で、今後の取り組みへの期待も込められた形でCのやや不十分であるという厳しい評価を受けたところです。

最後に、9ページからの総合所見に上げてます委員の皆様からの意見では、成果を上げている、魅力的である、定着しているなどのよい評価をいただいている反面、通学路や老朽化施設の早急な整備、また、いじめ問題は軽い、重いを問わず命にかかわる問題で、最重要課題として取り組むこと、高齢者の知恵と伝統の活力の活用、また人間性を高め、生きる力を育む教育の充実など多くの課題の指摘や貴重で建設的な提案、提言をいただいたところです。

今後、評価と所見を十分に理解、尊重しながら神河町の教育をより充実したものとして推進していきたいと考えております。

以上、大変はしょった説明ではありますが、平成28年度神河町の教育施策外部評価シートの説明を終わらせていただきます。御審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。評価シートの2ページの「生きる力」を育む教育の充実ということで、そのうちのA項目、学びあう「確かな学力」の育成ということで、自己評価、外部評価ともBになっておりますけども、9ページの総合所見にもありますとおり、その2番目にありますとおり、小6、中3を対象とした全国学力・学習状況調査の結果、中学校のほうは国語、数学のA、Bとも平均以上というか、全国及び県平均を上回っておったと。これは非常に喜ばしいことであるというように思います。

ただ、問題なのは小学校の6年生を対象にした調査で、国語A、算数Aについては、要するに基礎学力をはかる分については平均を上回っていたけども、応用力を試すBのほう为全国平均を下回る結果となったということでございますので、決してBではなくって、むしろCぐらいに当たるのじゃないかな、私個人には思うんですけども、その辺はどういった意見が出ましたでしょうか。

○議長（安部 重助君） 教育課、松田課長。

○教育課長（松田 隆幸君） この「生きる力」を育むだけでなく、全ての部分につきまして教育委員会の内部評価としましては、それぞれのここに上げております項目、これでいきますと一番上の丸の発達段階に応じた教育課程の編成と指導の充実、また全国学力・学習調査、また一番下の「ことばの力」を育成するをそれぞれA、B、Cで評価をいたしました。それによりますと今、日順議員がおっしゃったように、学力・学習調査の部分では一部Cというのもありますけども、トータルAがあったり、Bがあったり、Cがあったりする中で、この学びあう「確かな学力」の育成についてはトータルとしてBという評価を教育委員会ではさせていただきました。そういう中で全ての項目についてA、B、Cをつければいいわけですが、25項目に分けて評価をしておりますので、トータルとしてそういう評価になったということで御理解をいただけたらと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。今の趣旨はよくわかりました。

ただ、学力・学習調査ですけども、例年Aのほうは平均以上で、応用力がいつもちょっと問題があることが多くございますので、その辺のとこまた教育長のほうにも願いますんですけども、応用力を伸ばすためにいかにしたらいいか、また読書の力を伸ばすとか、そういったことで今さっきもお話ございましたとおり、基礎学力だけでなくって応用力を伸ばすように、また先生方と相談していただいて子供の力を伸ばしていただきたいと思いますというように思いますので、よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 澤田教育長。

○教育長（澤田 博行君） 今言われたように、日順議員の指摘ありました課題については十分、全国的にも同じような傾向があるんですけども、我が町もそういうような課題がありますので、読書をしっかり充実させるということ、それからことばの力を育成していくというようなこと、それから今、問題にされております、みずから学んでいくという自主的な活動、そういうものを大切にしながら子供たちを育てていきたいなと思っております。今からも学校と話し合いしながら、しっかりとB問題等に対応できるような幅広い子供たちを育てていきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。内部評価と外部評価の比較なんですけど、一番初めの教育委員会活動につきましてはAの評価の方が2人、残りの方たしかBだったという話で、平均したらBという話だったと思うんですけども、全体的に全て内部と外部が一緒なんで、各項目について評価になったばらつきを逆に教えていただけないでしょうか。例えば一番上はAが2人で、残りはたしかBでしたよね。もう一つ、例えば1ページの学校教育の下にBになってる欄、もうBのばらつき、Aが何人で、Bが何人で、Cが何人で、平均したら結局Bになるんですよという意味合いをちょっとわからないと各委員さんの思いのばらつきというもんはちょっと見えにくいので、できましたらそれ教えていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 教育課、松田課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 部分的にはA、4点以上だけでも、先ほども言いました2人とか1人とかいうようなところはありますけども、具体的な集計表につきましては今持っておりませんので、また後ほど最終的な評価委員さんのA、B、Cの集計表につきましてはお見せするような形でさせていただきたいと思えます。今はちょっと手元にありませんので、御理解ください。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。この8ページですね、所管施設の改善維持に努める、これがC、外部評価もCです。そういう理由づけとして松田課長のほうから今後のそういった取り組みの推進になるような形でというようなこともあったんですけども、今度11ページを見ますと、いわゆる事務局案では所管施設の改善維持については、予算の範囲内で云々というようなことで、ちょっと外的要因ですね、予算がなかったからできなかったというように受けとめるんやけど、これはちょっと勘ぐった解釈かもわかりません。それを予算があったらこれひょっとしたらBになっとなったんかなというふうに受けとめられるんですが、その辺ちょっと疑問の残るところなんですけど、これ多分同じところの外部評価委員会のほうで⑤のところちょっと評価されていますね。やっぱり私ちょっと別ところで公共施設、体育館とか、いわゆる社会教育、社会体育

施設などを含めていうより一本にした形なんですけども、やはり利用者の増加につながる、そういうようなこと外部評価委員さんは言われておるんですけども、宣伝という言葉使われていますね。PRしなさいと。私は、そのためにいわゆる数値目標を定めてというような意味のことを言うた機会が、総務文教常任委員会だったと思うんですけども、これは私のひとり言のようなだったんで、委員会報告もしておりませんが、やはりこの視点でこういった問題を取り組んでいくというようなことのところからCがBになり、向上していくんじゃないかと思うんですけども、この外部委員さんがおっしゃってるのと私が言うてるのとちょっと違うかもわからへんのやけど、要はPRし、目標に向かって取り組んでいくんだというような指摘というんか、提言だと思うんですけど、これについてどうでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 教育課、松田課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、また体育で言いますと体育協会であったり、スポーツ21であったりという団体ですが、施設自身のPRというのは確かに余りしていません。施設につきましては、管理を中心に行っておりますが、教育委員会の事業だったり、体育協会の事業であったり、スポーツ、青少年の育成団体の事業の中でしっかりとその施設を活用するという活動に対しては、いろいろな支援を行いながら取り組んでおるところです。

あわせて数値目標につきましても幾らを目標ということではなくて、できるだけ前年並みに多くの方に利用していただくようにということで目標を設定をして、それぞれいろいろな活動に取り組んでいるというところなんです。今後そういう数値目標につきましても効果等も考えながら検討はしたいと思いますが、現在のところそういう形で取り組んでおるといって御理解をいただけたらと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

報告第10号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いします。

---

#### 日程第8 諮問第1号及び諮問第2号

○議長（安部 重助君） 日程第8、諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

諮問第1号、諮問第2号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第1号、2号の関連がありますので、一括して諮問理由並びに内容について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。

宮崎由美子様におかれましては平成15年1月から15年間、藤原慶子様におかれましては平成18年1月から12年間の長きにわたり、人権擁護委員をお務めいただいておりますが、平成29年12月31日をもって任期満了となります。

宮崎様、藤原様におかれましては、10数年という大変長きにわたり、法務局や町の社会福祉協議会が主催する心配事相談や町内小学校の人権教育の開催を初めとする諸活動に御尽力をいただきましたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げるところでございます。

さて、宮崎様の後任として、今回推薦させていただきます新弘正様、藤原様の後任として、今回推薦させていただきます岡部久美代様の両名は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、このたび法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をお聞きしたく諮問するものでございます。

以上が諮問理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課、高木課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、諮問第1号、2号、人権擁護委員の推薦につきまして御説明をいたします。

まず人権擁護委員は、人権擁護委員法に市町村の区域に置くものと義務づけられています。

この法律の1条には目的として基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るためとされ、第2条では委員の使命として基本的人権の侵犯に対し監視、救済、速やかに適切な処置をもって自由人権思想の普及、高揚に努めるとされ、第6条、委員の推薦及び委嘱では法務大臣が委嘱し、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦するとされ、第9条、委員の任期は3年とされております。

まず、諮問第1号で推薦をいたします新弘正様は、現在54歳で、昭和62年3月に高野山専修学院を卒業され、以降法楽寺において僧侶となられ、また平成13年6月から宗教法人法性寺代表役員、平成21年6月から宗教法人法楽寺代表役員のお立場で現在に至っています。

性格は温厚で、中村区育友会長をされるなど地域住民からの信頼も厚く、また子供、高齢者の人権問題に強く関心があるなど人権感覚においても高い資質をお持ちです。職業柄高齢の方と話をする機会が多いので、その経験を生かしていきたいとの抱負をお持ちです。

以上の理由によりまして人権擁護委員に適任であると認め、推薦をいたします。

次に、諮問第2号で推薦をいたします岡部久美代様は、現在62歳で、昭和51年4

月から小学校教諭として、平成28年3月末に退職されるまでの40年間の長きにわたり学校教育現場で力を注いでこられました。

小学校教諭として人権尊重の理念に対する理解を深め、お互いを認め合いながらともに生きる共生社会の実現に御尽力され、また同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人等人権にかかわる課題の解決に向け教育の主体性、中立性を堅持しながら総合的に取り組まれてきました。これらの経験を生かし、誰もが守らなければならない人権を守り合う、豊かに共生する社会づくりの一翼を担いたいとの抱負をお持ちです。

また、平成29年4月からは神河町人権文化推進委員として活動いただいております。以上の理由により人権擁護委員に適任であると認め、推薦をいたします。

なお、御両名とも経歴等を添付いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

諮問第1号、諮問第2号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

ここでお諮りいたします。まず、諮問第1号、被推薦者、新弘正氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、新弘正氏が適任者であることの意見を提出することに決定しました。

続いて、諮問第2号、被推薦者、岡部久美代氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないと認め、岡部久美代氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

---

#### 日程第9 第65号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第65号議案、神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第65号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定の件でございます。

制定の理由は、農業委員会等に関する法律が平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、地域振興課農林業特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課の多田でございます。

それでは、第65号議案、神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例制定の件について詳細説明を申し上げます。

本議案は、町長の提案理由にもありましたとおり、農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日から施行になったことにより、農業委員の選任につきましては、これまでの公選制から町長が議会の同意を得て任命することに改正されております。

これまで農業委員会は、農地法に基づく許認可事務が主な取り組みで、農地の利用集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消については任意の業務であったものが今回の法改正により、これら農地の利用の最適化に向けた取り組みが必須業務として強く位置づけられています。

さらに新たに農地利用最適化推進委員が設置され、遊休農地の発生防止、解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけや担い手への農地集積、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動により農地の集積、集約化に取り組んでいただくことになりました。この推進委員につきましては、農業委員会が委嘱することになっています。

それでは、条例の項目ごとに説明申し上げます。

まず、第1条、趣旨でございます。この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員、以下農業委員及び農地利用最適化推進委員、以下推進委員の定数を定めるものとするということで、内容につきましては冒頭説明したとおりでございます。

次に、第2条、定数でございます。次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるところによる。第1号、農業委員14人、第2号、推進委員7人でございます。

第1号の農業委員の定数については、農業委員会等に関する法律施行令で農地面積ま

たは農業者数で上限が定められ、神河町では上限が14人となっています。

さらに定数の中でも条件が定められています。まずは過半を認定農業者とするのが求められており、利害関係のない者を1名以上含めることや年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように女性や青年の登用の促進を配慮することが求められています。過半を認定農業者とするにつまましては例外があり、町内の認定農業者の数が少ない場合は町議会の同意を得て委員の過半数もしくは少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とする事ができることとなっております。

次に、第2号の推進委員ですが、これも施行令で基準が設けられていて、約100ヘクタールに1人と定められています。これでいきますと神河町では9人となりますが、特に推進委員は担当地区を定めて委嘱することと定められていることから、現在選出いただいている7ブロックにあわせ7人と提案させていただきました。

次に、附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

神河町農業委員会の選挙による委員の定数条例は、廃止いたします。

最後に、準備行為であります神河町農業委員会の委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができるということで、来年4月1日の任命及び委嘱に向け推薦、公募、選考委員会、議会の同意等の行為がありますので、これから順次進めていく予定であります。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら第2条の定数の関係でちょっとお尋ねいたします。今までは農業委員会の申請は、農業委員さんの印鑑をもらってました。施行後は農業委員さんと推進委員さんなんですけども、これから先、申請する場合は誰の印鑑をもらうようになるのか。これまでどおり農業委員さんになるのか、どちらの委員さんでもいいのか、そこの辺だけちょっとお尋ねいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 資広議員さんの御質問にお答えします。

法定事務、3条申請、4条申請、5条申請と農業委員会の関係で申請があるのですが、それぞれの申請においては農業委員さんの印鑑というか、確認というのが必要になってきます。改正後もその確認ということ言うなれば、農業委員さんの判こをもらうという行為ということになります。

ただ、現場の確認等、農地パトロール等につまましては、それぞれ担当の推進委員さんと農業委員さんと同じように確認をしていただくというふうなことで進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第65号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第65号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 第66号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第66号議案、神河町道の駅条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第66号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町道の駅条例制定の件でございます。

11月25日にオープン予定の道の駅「銀の馬車道・神河」の整備に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、神河町道の駅条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。それでは、第66号議案、神河町道の駅条例制定の件の詳細につきまして御説明申し上げます。

第1条は本条例の目的でございまして、道の駅に來られた人に休憩と特産品の販売等により地域の活性化に資することを目的といたします。

第2条は名称及び位置で、名称は道の駅「銀の馬車道・神河」で、位置は神河町吉富88番地の10でございます。

第3条には施設で、かんざき大黒茶屋、アンテナショップ、その他附帯施設としまし

て、あずまや、イベント広場等でございます。

第4条には事業として、道路情報や観光及び地域情報、特産品の展示、販売等でございます。

第5条には休館日及び開館時間で、これは別紙の施行規則の第2条に午前9時から午後6時までとし、町長が必要と認める場合は変更することができるとなっております。

第6条では使用の申請で、道の駅のアンテナショップやあずまや、イベント広場を使用する人は、同じく施行規則第3条により神河道の駅使用申請書様式第1号を提出していただきます。

第7条は行為の禁止で、公の秩序を乱したり、施設、設備等の損傷、他人に危害または迷惑を及ぼしたり車両を長時間継続して駐車する行為の禁止等でございます。

第8条は損害賠償義務で、使用者が施設、設備等を損傷または滅失した場合、原状に回復、またはこれを要する経費を負担していただくということです。

第9条には管理で、町長は、良好な状態において管理し、効率的に運用する。

第10条には委任で、管理に関して必要な事項は町長が定める。

また、附則1の施行期日は、11月25日の道の駅オープンの日にしております。

附則2には準備行為で、オープンまでにアンテナショップ等で模擬販売の準備が必要のために記入させていただいております。

以上で本条例の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。このたびのこの条例制定につきまして、町の管理する部分の条例の制定だと思うんですけども、そこでちょっと気になるのが第4条の第1号、道路情報の提供に関する事、これは国道管理してます県がやられる行為だと思うんですけども、それは町がするとちょっと問題あるのかなという気がするんですけども、当然道路情報なりましたら規制のかかることだとか、いろんなこと出てきますんで、それは町が責任持つてすることもちょっとできないだろうと思っております、この部分はちょっと外したほうがいいかなと思うんですけど、その考え方がかたがたしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。道の駅の主な仕事の中には、やはり道路の情報ということで、今は県のトイレと、それから休憩施設の中に情報コーナーも設けておりますが、町といたしましてもその中で道路情報の提供ということで、いろんな意味で、それと2番目の観光及び地域情報の発信ということで、その大黒茶屋の店長というんですかね、その従業員のの方々、そしてまたアンテナショップで販売されるの方々、その方もいろんな意味で、難しい言

い方をしますとコンシェルジュというような言葉もあるんですけど、いろんな意味の情報発信の機能というんですか、仕事を担っていただきたいと思っておりますので、このように道の駅の中にこういう文言を入れさせていただいてる状況です。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら道路情報とはどういう認識、理解のされ方をされてるのか、ちょっとそこら教えてください。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。まず、トイレ、休憩施設の中の情報コーナーは、あくまでもパンフレット等、それからモニターの中で312号線の道路情報等を流していくということもあると思います。

それでその中で町としても県のほうにお願いしているのは、そのモニターというんですか、テレビですよ、その中に町のほうの観光に関する情報、そして道路に関する情報等も入れさせていただきたいということもお願いしておりますので、町のほうの分に関しても情報発信をさせていきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。道路情報で一般的に聞きますと、規制、多分思って、皆さん浮かばれると思います。その規制する行為は、県がされるんで、今言われたほかの規制以外のものは当然いいんです、何も。ただ、そういう規制行為は、やっぱり県が主体的にされて、モニターはどっち施設使われるんか知りませんが、そういう規制に係る情報、道路情報についてはやっぱり県が主体的に責任持ってしてもらわないと、町は国道のことでできませんので、町道はいいですけど、県が管理する、いわゆる312号、あれはそれら近隣のある県道、国道の分についてはやっぱり県がすべきかなと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。町のほうといたしましては、やはり(2)番の観光及び地域情報の発信という中で、例えば秋になりますと枝豆があると。そういうようなときに山田のほうで、または南小田のほうで販売をしているという観光の情報とともに、その道路情報とも流していきたいと、そのように考えております。

○議長（安部 重助君） ちょっとどのような道路情報を流すんかということです。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） ですから、あわせてまして今あったように町の観光にあわせた道路情報を流していくと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 前田町参事。

○町参事（前田 義人君） 総務課、前田です。御質問の、御意見の道路情報の大もとであるとか、道路情報の責任者は誰であるかと、道路管理者は誰であるかということは、

もう御質問のとおりだと思います。

ただ、この道の駅という定義、物の考え方ですが、道の駅にはトイレと道路情報を出すということが道の駅の条件でありますので、道の駅の設管条例をつくる時に誰が出すということではなくて、道路情報ということを除いて道の駅だという設定はできないという判断をすべきではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 観光等に関する道案内程度の案内と理解してよろしいんじゃないですかね。

地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。ちょっと何か頭の中ごちゃごちゃなってますけども、整理して申し上げたいと思います。あくまでも国道312号という基幹の道路情報は、県でございます。ですからその中で町といたしましては、そのような行為に関しては県のほうにお願いするわけですね。

それでいろんな意味での町のほうでは、今言ったようにそういう人を使って、まずは人のコンシェルジュという方の道路情報とか、それから観光をまずしていただくと、それとあわせてまたそのような観光施設のルートのなものも今から県のほうにお願いしてモニターに入らないか、そういうようなものを検討していきたいというようなことを考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいと思います。この道の駅条例は、これ公の施設の設置管理条例だと思いますので、通常同じように使用の申請とか許可という分はそれぞれ条例なり規則の中にうたってあるわけなんです。その中でほかの設管条例見ますと、往々にこの利用料ですね、この辺の分が大体規定してあることが多いと思うんですが、この条例見ますと使用料が無料なのか、有料なのか全然書いてないので、たしか無料ではないかというように理解してるんですが、申請する中でやっぱり利用料については明確に条例にうたっておくべきではないかと思うんですが、特に利用料の関係をこの条例から外された要素が何なのかを教えてください。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。確かにこの使用料の金額については明示しておりません。と申しますのは、やはり11月からのオープンということで、はっきりとまだどういうことかと確定もされてませんし、どのような内容なのかということもわかりませんので、少しの間ちょっと様子を見せていただきながら、もし金額に関してのことが必要となればそのときはまた新たに条例のほうに皆さんに提案させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。ということ今の課長の説明ですと利用料については取る可能性もありますよと、そういうようなことで理解しとったらいいわけですね。もしも取ることが決まれば条例改正をして利用料をうたっていくと、そのような方向でありますという、そのように理解しとってええわけですね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。それも含めて今後の検討という格好でしていきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。この設置条例の施設ですね、3条、かんざき大黒茶屋、アンテナショップと、その他附帯施設とあるんですが、この道の駅のメインは、今ちょっと道路情報の発信云々とあったそのスペースとトイレですね、これが県の施設になってくるとということだと思うんですが、建築については県の委託受けたのか、予算上はたしか補助だったと思うんですね。委託金じゃなかったと思う、それちょっと間違いとったらまたそれも含めて教えてほしいんやけど、補助でもうたいうことになるとそのものも一般的に言うたら町の施設になるんかないように思うんやけど、これは余分なもん町が抱える必要ないんやけども、流れとしてはそうやないかなと思ふんやけども、その辺の整理と、もう一つ、やっぱりあとこれ公の施設の設置条例ということは、そこでいろんな今から事業を展開していくことになるんで、大きな柱は町から見ると大黒茶屋なりアンテナショップだと思ふんやけども、県サイドで言う道駅の駅ということになってきますね。ですからその辺のつながりいうんか、連携いうんか、またそういうことの上に立った後の実際誰がどういう格好でそれを運営していくんか、その辺まだ条例ですので、ちょっと早いかわからへんけど、今あったように一体の施設になってくると思ふので、条例制定に当たってその辺どこまで詰めておられるか、わかる範囲で教えていただきたいと思ふんですが。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。現在確かに県から補助というんですか、補助金という格好でいただけてますけども、施設そのもの、今の休憩施設等につきましては県の施設ということで位置づけしております。ですからあくまでも町のエリアというんですか、それは大黒茶屋とイベント広場と、それから周辺の囲いにあるあずやまを含めた塀で囲まれたその土地が町の持ち分であって、新たにできます休憩施設等、それから駐車場等は、やはり県の持ち物でございます。

それで今後、その施設の管理というんですかね、運営方法なんですけども、これにつきましては大黒茶屋を中心にいろんな農家の方々と町のほうではその施設を利用してい

ただいて特産品の販売等を行います。県においてもその施設はやはり今のチェーン脱着場の委託と同じように県のほうから町、町からまた大黒茶屋というような管理体制というんですかね、委託契約になっていくということで、今、県とはそういう詰めている状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

これより第66号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第66号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 第67号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第67号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第67号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

地方税法の改正により、ふるさと納税ワンストップ特例制度が設けられたことに伴い、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱につきましても、これまでのふるさと納税に係る個人住民税の特例控除と同様に、控除適用前の額で判定することと改正されましたので、当町の条例において該当部分に地方税法附則第7条の2第4項の条項名を追記するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

これより第67号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第67号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 第68号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第68号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第68号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

神河町消防団員等公務災害補償条例において、合併時、旧2町の条例をもとに新たに条例を作成した際、本来規定されるべき文言が抜け落ちていること及び平成17年の水防法の改正の際、水防法第17条が第24条に繰り下がっておりますが、当町の条例において引用している部分の改正漏れがあったことが判明いたしました。

この改正は、現行の条例を本来あるべき規定に修正をするものでございます。

以上が提案理由及び内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、68号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、本議案につきましては、さきの6月議会に改正条例の提案を申し上げました神河町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の中で、改正部分には関係をしない箇所における文言接続、いわゆる文章接続に関する御指摘をいただいた部分でございます。第2条に係る内容を精査、確認をさせていただいた上で、このたびその訂正をお願いをするものでございます。

まず1点目でございますけれども、旧2町の条例をもとに新たに条例を作成した際、本来規定されるべき文言が抜け落ちていること、2つ目には平成17年の水防法の改正の際、水防法第17条が24条に繰り下がっておりますが、当町の条例において引用し

ている部分の改正漏れがあったこと、以上2点による改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表の第2条をごらんいただきたいと思います。まず1つ目の改正ですけれども、さきの6月定例会で御指摘をいただいた部分ということでございまして、改正後の中ほどの下線部分ですが、「において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読みかえて適用される場合を含む。」の文言が漏れ落ちておりました。当該部分につきまして合併前の旧両町例規にはいずれも記載がありました。合併仮例規の段階で漏れ落ちが確認をされましたので、このたび合併時までさかのぼりまして議案等全てチェック、精査をさせていただいた結果、現規定に漏れがあることが判明をいたしましたので、このたびの定例会において修正を行うものでございます。

次に、2つ目でございますが、中ほど少し上の改正後におきましては第24条、改正前では第17条となっている部分でありますけれども、これにつきましては先ほどの1つ目の精査を行っている中で法令の引用先を確認をいたしました結果、平成17年5月2日の法律第37号によりまして水防法第17条は第24条に繰り下がっておることが確認されました。つきましては先ほどの1つ目の修正とあわせて、このたび改正を申し出るものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第68号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を2時40分といたします。

午後2時19分休憩

午後2時40分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

### 日程第 13 第 69 号議案

○議長（安部 重助君） それでは、日程第 13、第 69 号議案、神河町過疎地域自立促進計画の策定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 69 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町過疎地域自立促進計画の策定の件でございまして、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）の一部を改正する法律が本年 4 月 1 日に施行され、本町が新たに同法に基づく過疎地域として公示されたことから、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、この計画は、同法第 6 条第 4 項の規定に基づき兵庫県とあらかじめ協議を行っております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第 69 号議案、神河町過疎地域自立促進計画の策定の件について詳細説明を行います。

まず、この計画の策定に当たっての経過について御説明をいたします。本年 3 月 31 日に過疎地域自立促進特別措置法の一部改正が国会で可決、成立をいたしまして、4 月 1 日に同法が施行され、過疎地域として神河町が公示をされました。

この過疎法につきましては、平成 33 年 3 月 31 日までの時限立法となっていることから過疎地域としての期間は平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間ということでございます。

この過疎法の目的といたしましては、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するに当たるために必要な特別措置を講ずることによりこれらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域間格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することとされており、この目的に沿って策定したこのたびの計画については、過疎地域としての総合的、計画的な自立を図るための方針と対策を明らかにするもので、これにより同法に基づく財政上の特別措置、過疎対策事業債が受けられることになっております。

4 月 17 日に兵庫県企画県民部の地域交流室及び市町振興課から過疎法の一部改正の内容説明を受けるとともに、今後、策定が必要となる過疎地域自立促進計画についての

協議を行い、9月定例会への計画議案の提出を目指し計画を策定することとなりました。

それを受け、4月20日に計画策定へ向けての庁舎内所属長への説明会を開催し、各課にそれぞれ計画作成を依頼しながら、各課から提出された内容を3日間かけてヒアリングを行いながら素案を取りまとめてきました。

その間、議会へは4月27日の臨時会終了後に過疎法の一部改正により過疎地域として公示された経過や計画策定について説明を行っております。

また、6月28日の6月定例会終了後に計画案の説明を行い、7月11日には全員協議会で計画案に対する意見交換も行っていただいております。

それらの状況を踏まえたこの計画案につきましては、6月下旬から約1カ月かけて兵庫県との事前協議を経て事業内容や文言整理など加筆修正を行った後、正式に8月7日付で兵庫県に協議書を提出し、8月18日付で異議ありませんと回答がありましたので、このたびの計画議案の提出となっております。議決後は速やかに兵庫県を通じて国に提出していく予定となっております。

また、この計画による本年度の過疎対策事業債の発行につきましても並行して兵庫県市町振興課と協議を進めており、今回の補正予算で過疎対策事業債への振りかえを含めて補正を提出させていただいております。

次に、計画の内容についてであります。計画の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。1項目めには基本的な事項として、神河町の状況は記してあります。

そして2項目めの産業の振興から右下の10番、その他地域の自立促進に関し必要な事項までの計画事業につきましても、平成29年度から32年度の4年間で実施が見込まれる事業を掲載をいたしております。

いずれも過疎対策として必要な事業を掲載しているわけですが、掲載事業を全て実施するということを確認するものではございません。あくまで計画段階での掲載でございますので、予算編成とともに事業が決定をされてまいります。そのことに伴い追加事業等が発生した場合には、その都度この計画の変更についての議決が必要となってまいりますので、そのときには何とぞ御審議をよろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、既存の計画との関係についてでございます。第1次神河町長期総合計画を初めとして、地域創生総合戦略、そして公共施設等総合管理計画等との整合性を図る必要があることから、過疎計画の基本方針は、第1次神河町長期総合計画に示されている町づくりの6つの柱を基本としながら、その他の計画内容も網羅しながら計画に反映をしております。

それでは、計画書に入りたいと思っております。計画書の1ページをお開きください。1ページには、1項目めの基本的な事項について記載をいたしております。まず、1点目の神河町の概況につきましては、自然、歴史、社会、経済的諸条件と過疎の状況、そして社会的、経済的発展の方向の概要について記載をそれぞれいたしております。

続いて、3ページをお開きください。3ページの2点目、人口及び産業の推移と動向については、それぞれ人口の推移と動向を昭和35年から国勢調査年ごとにそれぞれ表で記載をいたしているところがございます。

続いて、6ページをお開きください。6ページには、産業別人口の推移と動向ということで、これも昭和35年からの国勢調査年ごとにそれぞれの人数を記載をいたしております。

続いて、7ページをお開きください。7ページにつきましては、3点目、行財政の状況ということで、行政、財政、施設の整備の水準の状況を記述しておりまして、8ページには行政組織図、そして9ページには財政状況の平成12年から27年までの状況、そしてその下段には昭和45年からの主要公共施設の整備状況ということで、わかる範囲で記載をいたしております。

続きまして、10ページの一番下段、ここからが本段に入りまして、2、産業の振興でございます。1点目の現況と問題点、これを改めて掘り起こすということで、農業、そして次のページの林業、水産、観光、商工業、企業誘致の各項目ごとにそれぞれ記述をしております。第1次産業では後継者不足の深刻化、採算性の低下等、2次産業では中小企業立地の必要性、第3次産業では観光入り込み数の減少だとか、郊外型大型店舗への消費の流出などをここで問題点、現状として上げております。そして、12ページには、その2番として、その対策ということで、これも各項目ごとに記載をいたしております。第1次産業では6次産業化及びブランド化の推進、2次産業では地の利を生かした誘致活動の強化、そして3次産業では販路拡大に向けたPR活動、強化策等を上げ、そして次のページ、13ページにおいては、その(3)番、それをなし遂げるための実施計画ということで、産業の振興の部分でそれぞれの事業を掲載をいたしているところがございます。

続いて、14ページにつきましては、3つ目の事業で、交通通信体系の整備、そして情報化及び地域間交流の促進というところで、これにつきましても1点目、現況と問題点についてそれぞれ道路、橋梁、そして次のページ、林道、公共交通、情報通信、交流、その他の項目に分けて記述をいたしております。そして15ページにその対策について項目ごとに記述をし、道路、情報通信網等の整備の必要性を記述をし、そして16ページの下段、(3)計画といたしまして、それを解決するための実施計画ということで掲げております。

続いて、17ページをお開きください。17ページは、4つ目、生活環境の整備でございます。1点目の現況と問題点につきましては、上下水道、そして廃棄物処理施設、消防・防災、公営住宅、その他の項目ごとに記述をいたしており、19ページの(2)その他対策についても、各項目ごとにその対策の必要性を掲げており、そして20ページの下段、(3)でそれを解決するための実施する計画を掲げております。

続きまして、21ページで、5項目めでございます。高齢者等の保健及び福祉の向上

及び増進についてでございます。1点目の現況と問題点は、保健、そして福祉。福祉については高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉等の項目別に記述をし、そして22ページではその対策をそれぞれ掲げ、そして23ページにおいてはそれを実施するための計画といたしまして、ソフト事業を中心に計画を掲げております。

続いて、6項目めの医療の確保についてでございます。1点目の現況と問題点につきましては、今の現状の高齢化の進展による医療・介護の需要増大と医療体制の整備等々について記述し、2点目のその対策につきましては、今、課題となっております地域包括ケアシステムの構築など、新たな病院づくりなどを記述しており、24ページ上段の計画についてはそれを解決するための施策で、公立神崎総合病院北館改築事業等の事業を掲げているところでございます。

次に、7項目めの教育の振興についてでございます。1点目の現況と問題点につきましては、学校教育、社会教育それぞれの項目に分けて記述し、そして2点目の対策についても、それらの解決するための方策を掲げ、25ページの計画については、それぞれそれを解決するための実施する事業を掲げているところでございます。

次に、25ページ、下段の8項目め、地域文化の振興等でございます。1点目の現況と問題点、そして26ページの2点目のその対策等について現状を踏まえながら掲げ、そして26ページの計画では、それをなし遂げるための施策について、ソフト、それとハードを中心に、地域の文化を守っていくというところの中の施策を掲げているところでございます。

9番の26ページの9項目め、集落の整備でございます。これにつきましては、現況と問題点といたしまして、現在、各集落において設置しています集会所等の老朽化等を含めたコミュニティーの部分について記述をし、その対策については、その集会所の整備更新というのが問題というところの中で、27ページの計画においては、それらを解決するための施策をハード、ソフトにおいて計上をいたしているところでございます。

そして、10項目めといたしまして、今まで説明しました各項目に入らない部分のその他地域の自立促進に関し必要な事項というところで、現在、地域創生の中で取り組んでおります部分の問題点、そして対策と、そして計画というところで、空き家活用、そして定住促進、移住促進等々について解決すべき課題に対し事業を、ソフト事業等々を実施していくということで計上をさせていただいております。

そして、最後の27ページから28ページまでにつきましては、それぞれ各項目で上げましたソフト事業の一覧表ということで見ていただければと、掲載をいたしております。

なお、この計画に掲載しました事業に対する過疎債の活用につきましては、先ほども言いましたように、全ての事業ができるわけでもございませんので、今後の財政収支見通しや実質公債費比率の状況などを見きわめながら、それぞれ過疎債の発行の上限額も決めていきながらうまく活用をしていきたいと、このように考えているところでござい

ます。

これで詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

これより第69号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 第70号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第70号議案、神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町峰山高原スキー場センターハウス新築工事請負契約締結事項の変更の件でございます。平成29年4月27日締結以降に変更要件が発生したため、契約金額を当初契約2億1,924万円を、2億2,614万6,600円に増額するもので、増額分は690万6,600円となります。主な変更内容は、建築確認申請により指導があったもの、現地積雪状況や地盤状況による施設強化のための変更であります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課特命参事の山下でございます。詳しくはさきの特別委員会で説明したとおりでございますが、議案書裏に添付資料をおつけしております。委員会での説明とダブるところがありますが、御説明をさせていただきます。

変更の概略を申し上げますと、先ほども町長が述べましたとおり、建築確認申請により指導があったもの、それから現地積雪状況や地盤状況による施設強化のための変更、またお客様への安全性と快適性を図るもの、それから指定管理者が施設を効率的に運営、維持管理できるように配慮したものが主な内容となっております。例を挙げますと、現地積雪状況により梁を二通りふやしたものの、それから基礎部分を安定するため地盤改良したもの、アプローチ道路の延長、それから照明器具の変更、衛生器具の変更、それから当初想定しておりませんでしたサイン工事の追加などとなっております。これらを合わせまして、現在の契約額を2億1,924万円に6,90万6,000円を増額し、2億2,614万6,600円といたしたいわけでございます。当該事業に係る予算額、建築工事費のみにつきましては、2億4,759万1,000円の範囲内で、増減率は3.15%となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。今回のこのスキー場センターハウスの設計につきましては、スキー場設備に精通された業者が受注されていることでございます。一般土木関係でいきますと、平面、縦断、横断で詳細な部分はわからないので、現地を再調査した結果、現地に適用するよう変更するがゆえに金額面で変更が生じたのが一般的な理由だと思います。建物の場合は、地上の部分について何も支障ございませんので、何も制約受けないと思います。あえて建物関係であるならば、地下の構造関係、支持力関係での変更が生ずるのが一般的だと思うんですけども、今回ちょっと気になるのが、いわゆる内装以外で今、変更あっても内装で変更があるのはわかるんですけども、今回屋根の積加重の見直しということなんですけども、これは設計段階で基本的な設計要素であり、構造力学的な面、また基礎工事にも影響を及ぼす重大事項でございます。これが果たして正当なる変更理由になるのかということちょっと質問するんですけども、カーボンマネジメントの空調設備でもそうでしたし、それから防災無線のときもございました、いわゆる多額の費用を出して外注される設計業務で、どのようにでき方を検査されて、また検証されているのか、そのやり方について一遍ちょっとお尋ねしたいんですけども、どのような形で検査されて、間違いのない成果物として受け取られているのか、その点をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 私、技術専門ではないので、なかなか明確な回答はできかねるとは思いますが、今おっしゃった今回の変更の中で、屋根の部分の自重ですが、今回当初40センチを見ておりましたが、これは建築確認申請上、通った部分でございます。ただし、神河町内の標準的なものであると。現地に入る

中で、屋根の業者のほうから、ことし大雪がありまして、これではちょっと危ないんじゃないかというふうなお話があって、このように変更させていただいた分です。当然その部分は当初からある程度見込んでおくべきであろうということは、重々私も理解するところでございます。ただ、その設計業者がそこまで配慮が足らなかったということに尽きるとは思いますが、ただ、そうした場合に、今度担当者、担当課のほうがどういふふうに指導してきたのかなということが大きな問題であろうかと思えます。それにつきましては、業者を信頼して一定のレベル、こういうことは十分してくれるであろうと、また現地をよく調査してくださいねというお話をさせていただいています。ただ、いろんな状況でそれを誠意を持ってどこまでやっていただけるのかなという部分があると思えます。

だから、多分今おっしゃられているのは、今回のスキー場に限らず、過去にいろんな設計の中で、すぐに変更あるじゃないかと。それはもう痛いほどわかります。僕らも現場ではそういうふうに言いたいんです。ただ、それを現場で差し迫った中でこうせざるを得ないということを言われると、もう担当としてはやむを得ないというふうになるわけです。ですから、今後本当にその業者にはまず現地を十分調査してほしいと。それから、地盤とか、それから季節、それから気温、その他詳細なデータが要るんであれば出すというふうな、今後そういう努力をしないと、これはもう永遠の課題かなというふうに思われます。本当、もう大事な税金をかけていいものをつくりたいのはやまやまです。ただ、その中で設計業者の甘さにより、こういうたびたびな変更を生じるということにつきましては、本当心苦しく思います。ただ、今回もう工期が迫っておりまして、それからいいものをつくりたいと、それから補助対象の経費の中での変更ということで何とぞ御理解いただいて、今後の教訓としたいというふうに思いますので、よろしく御理解いただければなと、そういうふうに思います。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。何が言いたいかといいますと、やはりこちらは専門的なことはわからないけども、委託業務に出しますよと。成果物が上がったときに、当然検収して、できればチェックして、これでオーケーしてますよ、だから対価を支払いますよが基本だと思うんですよね。その検査が十二分にできてなかったからこうなるということなんですけども、私が聞きたいのは、どういう形で検査をされてきたのか、検証、チェックされてきたのか聞きたいんです。仮にそれが欠落しているからこういう現象になるのか。その段階で、受け取った段階で、これ抜けてますよ、これおかしいじゃないですか、これ見直しが必要じゃないですかということを言っていたらこういうことはなかったかもしれないと思うんですけども、要は別に今回の例に限らず、今言いましたように、空調にしたってしかり、それから防災無線もしかりなんですけども、大きな委託費を出しながら、それをノーチェックで受けて、後で実は違っていましたというのはちょっとぐあい悪いと思うんですよね。そこら辺のことをお尋ねしよるんで

すけど、それはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） その部分については、特に専門的な知識を有した職員がなかなかおりません。技術系の職員もいますが、その部分についてまず基本的に予算の範囲内におさまっているかと、それからあともう一つは違算がないかと、そういう程度のチェックはできるんですけども、その工法が例えば予算を超えていた場合、もう少し予算におさまるような工法はないのかとか、そういう議論はします。しかし、その工法が合っているかどうかという、そこまでの議論はできないわけです。そこら辺については、専門業者を信頼して契約をすると。それから検収をするという状況に今はあると、そういう現実があります。以上です。

○議長（安部 重助君） 山本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（山本 哲也君） 会計課、山本でございます。今のお尋ねの件でございますけれども、山下観光特命参事が申したとおりでございます。検査は会計課においてやらせていただいております。やる以上は責任を持って検査をしております。今、御指摘の委託業務につきましては、一応担当課のほうから委託業務を発注し、それに対して会計課で業務ができているかどうかの検査をすると、そういう形で進んでおるわけですけども、業務内容につきましては入札の審査会等を経て、それだけの能力のある業者選定をした上で業務をやっていただいているということで検査を行っておりますので、一成果物不備があるとか、そういう観点で見るところもありますけれども、ある程度はそういうレベルの有した業者で設計をいただいているということで、先ほど参事さんも答弁しましたように、信頼をした上での検査ということになっておるのは事実でございますので、そういった点でまず御理解をいただければありがたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。先ほど山下特命参事、また会計管理者のほうが、設計業者の分についてもいろいろあったんですが、私も今回、これ特別委員会等でも言うたんですが、確かに工事にしますと、現場でいろんな状況の中である程度の設計の変更は仕方がないという部分があるんです。しかし、今回の先ほど藤原資広議員さんの質問の分についての範囲の部分は、確かに建築確認では、神河町は40センチが標準ですから、それで設計しましたという話はわかるんです。ところが、よう考えたら、何で神河町でスキー場ができたかといいますと、この役場の周りではスキー場できないんです。峰山だからできるということは、当然神河町の基準的な数値は合わないということがわかんと思うんですね。先ほど山下特命参事のほうでは、業者のほうにはしょっちゅう現場を見て設計してくださいという話がありました。では山下参事そのものが峰山へ上がって、その業者が上がったところを確認されたかどうかという部

分の話ですね。やはりいう中で、今回、私自身はその設計変更はある面では仕方がないと思うんですが、この屋根の部分については、積雪量の計算については、特にほんまに慎重というんですか、少し誰かが気をつけておれば当然理解できたというんか、事前にわかっていたという問題ですんで、そういう部分も含めて、今後についてはそういう精査ですね、いろんな状況です。単に神河町の基準でない、それぞれ神河町の地域の実情に応じた分が一つの基準になりますので、そういう部分の中でのチェックというんですか、そういうものをしてもらいたいと思いますんで、そういう部分についてのもしもコメントがあったら、お願いしたいと思うんです。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下です。返す返すも、もう本当に返す言葉がないというのが現実です。先ほど言われました、私が現場のほうに一緒に行ったのかというところ辺は、そこら辺につきましては、業者を信頼するということが十分調査しているという性善説に立って事業を進めております。ただ、折に触れてその業者のほうについては指導はしているつもりなんです。もう少し精度を上げてほしいとか、これで議会の議員さん方には説明できませんとか、そういう本当に厳しいことは言っているんですけども、やむを得ず今回はこういうことになりました。

今後は、何回も言いますけれども、その現場現場に合ったきちっとした設計をしていただくということをもう要求するしかないかなと。それとあわせて、担当職員もできるだけ、わからない部分はあるんですが、わからないながらもできるだけ設計内容を精査するという、そういう努力をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。先ほど来、資広議員や三谷議員さんがお聞きになられているように、今回、構造のところの変更になるわけで、先ほどの説明でいうと、積雪40センチで設計していましたというお話なんですけども、例えばこういった建築物とか、いわゆる設計委託をされるに当たって、まず一番最初にその業者の方としっかりとブリーフィングとかいうか打ち合わせとかいうか、そういったものはきちりなされているんですかね。そういうのをなされていたら、もう恐らく業者のほうから、峰山って大体どれぐらい雪が降りますかとかいう質問は必ず出てくると思うんです。そしたらもう必ず60センチは積もりますとか、1メートル近く積もりますという返答を出されるはずなので、まず40センチで設計されることはないかなとは思いますが、このセンターハウスに限らず、本当に設計に関する変更というのが物すごい多いので、もう間違いなくまず一番最初、役場の側から設計業者にはどういった要求を出されてるんですかね。こういうセンターハウスを建ててくださいという丸投げをされているだけなのか、もうここはこういった条件がありますとか、積雪何センチあります、そういう細かいことをきちり業者側に伝えられていますか、その辺のところはいかが

ですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、山下観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。まず、入札するに当たっては仕様書をつくります。その仕様書の中に、予算規模その他現場の状況、平面図等を一定の部分でつけます。その中で、あと一定期間を置いて見積もりするときに、業者から質問が出されて、それに対して回答するという格好のシステムをとっています。で、まず業者が決まって、それからまずその仕様書に基づいて設計業者を決定し、それ以後、今度詳細な内容に入っていくわけで、その中でブリーフィングをしないのか、当然やります。ただ、その部分で、何回も言いますが、今回は大事な部分ではあります、その部分が欠けていたということでございます。私の範囲内で答えられるのは、その部分かなというふうに思います。

○議長（安部 重助君） まず、入札審査会等の事前打ち合わせと、そういう事前説明というものもございまして、ここで総務課長のほうから大枠を説明していただきたいと思っております。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。入札審査会に関しての内容ということで私のほうに来ましたので、審査会の概要ということで少しお伝えをしたいと思います。まず入札審査会の業者選定につきましては、当然その工事、業務等が実行できる業者ということで選定をさせていただいております。そういう状況の中で、先ほど会計管理者の答弁にもありましたけれども、当然私どもが選定した業者につきましては、しっかりと工事なり業務なりの完成が望めるということでございます。

一方で、先ほど来御質問をいただいております工事の検査、そしてまたチェック体制という、そういった部分につきましては、全ての業務におきまして担当者という者がおりまして、その担当がしっかりと業者に指導をしていくという立場の中で進めてはいくわけですが、特にこのたびのスキー場建設という部分につきましては、神河町につきましてはもちろん初めてでありますし、国内でも14年ぶりのスキー場新設ということでもございました。そういう面におきまして、初めての経験という中で、専門業者のいろんな知恵とか御指導をいただきながら進めてきたということが一方ではあります。その状況において、先ほど来御質問いただいている、最も単純な基本的な積雪量というところではございますが、これもさかのぼって考えますと、まずこのスキー場の予算を確保するというところから始まりまして、そしてその予算の範囲において設計行為を行っていくという、ある意味概算の中で進めてきたというようなところもあったというふうに思います。そして詳細設計、そして発注といった中で、さまざまな問題が出てきて変更といったようなことも現実的には出てきたということで、先ほど来の回答、答弁とおりでであるというところで御理解いただきたいというふうに思います。入札審査会におきましては、しっかりと業者選定を行って入札発注をしておりますことを申し添えて

おきます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。例えばこのような建築物を、設計書を役場の職員の方がきっちりチェックできるかと聞かれたら、まずできないと思います。当然専門知識が必要になってきますのでできないと思いますけれども、今回のこのミスといいますか、構造物のはりの追加というところは、単純に私ら素人でも峰山で40センチというのはあり得ないということぐらいすぐにわかります。本当に最近、どういうんですか、設計書に対して工事を進めていって、工事を進めたら何々があったから契約変更をお願いしますという案件が非常に多いと思います。それもやっぱりもっとしっかりお互い業者と執行部が打ち合わせするとか、担当者が打ち合わせする、またその業者の方が足しげく現地に通っていただいてしっかりした成果物を仕上げていただくという行為をしていただければ、恐らく半分程度で済むのではないかなと私は思います。なので、それを今すぐどうだというもんでもないんですけども、今後は本当にそういうことをしっかりしていただいて、基本的には契約すれば変更はしないというのは当たり前ですから、それを目指していただいて、最近何かもう契約して、変更契約提案されてくるのが当たり前みたいになってきているので、そうではないですからね。基本はもう一度契約したらそれを守るというのがいわゆる世間一般での契約です。なので、それを目指していただいて、執行部の方々もしっかりしていただきたいという、これは要望になります、これに対するなかなか答弁も難しいかと思いますが、もしあればお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課、日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。十分な答弁ができるかというふうには思いませんけれども、先ほどの40センチの雪の部分につきましては、実は人工スキー場と、人工雪というものも想定をしていた中で、そこに余り視点が行っていなかったということも、私自身の反省で申し上げますとそのように感じております。

それから、先ほど御質問いただきました契約変更の部分でございます。本来は発注した以上、その契約変更というものは本来あり得ないというぐらいで臨むべきだというふうに思っております。今後そのような設計段階での指導も含めて、対応をしていきたいというふうには思っておりますけれども、ただ発注時期の問題、さまざまなことがありますので、またそのあたりにつきましては、ある程度御容赦をいただかないといけないこともあろうかと一方では思っております。

あわせて、設計内容の変更につきましては、指示伺いということで、このたびのスキー場特別委員会等におきましても、その都度工事内容の変更を御説明をさせていただいて、そして対応させていただいているというところでございます。そのあたりについては本当にほかの工事等に比べて、特に町民の関心事でもありますので、十分な対応ができていないのではないかなというふうには思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。委託料の占める割合なんですけれども、28年度決算見ますと13.5%ほど占めています。かなり多くのお金が動いていますので、やはりノーチェックで支払いするのも何だかなと思います。やはり主管課、担当課がやっぱりしっかりとチェック、確認した上で会計管理者が最終的な確認、検証するというような形でやらないと、何かこういうような委託出しても本当に成果得れるのかなというようなことが出てきますので、そういうようなのをもう一遍再度チェック体制、検査体制を整えて、無駄のないような形で執行していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 答弁。

総務課、日和課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。ありがとうございます。従来もしっかりとした体制のもとで行っておることを先ほども申し上げましたし、引き続いてさらに工事契約変更が極力やむを得ないということで、議員の皆様方に御理解をいただけるような内容に限ってというようなところでおさまりますように、今後とも私ども取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第70号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第70号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 第71号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第71号議案、道の駅「銀の馬車道・神河」整備工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、道の駅「銀の馬車道・神河」整備工事請負契約締結事項の変更の件でございまして、平成29年5月29日締結以降に変更要件が発生したため、契約金額を当初契約1億260万円を、1億832万760円に増額するもので、増額分は572万760円となります。変更する理由は、便所、休憩室棟、仮設便所、外構工事等の工事費を増額するものでございます。以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。それでは、第71号議案の道の駅「銀の馬車道・神河」整備工事請負契約締結事項の変更の件の詳細につきまして御説明申し上げます。

契約金額の変更額については、町長が申したとおり、当初契約金額1億260万円から572万760円増額の1億832万760円に変更いたしたく提案するもので、増額の内訳につきましては、次のページをお願いいたします。

道の駅「銀の馬車道・神河」整備工事、工事変更概要で御説明申し上げますが、次のページのA3用紙の図面に青色が県の変更分、赤色が町の変更分を記しておりますので、両方を見ていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、県の変更分で、便所、休憩室棟の掘削の際に地中よりがらがらが多く出てきましたので、その処分費の増、そして情報発信の60インチモニターの保護のための木製アングルの追加、そして多目的便所、呼び出し表示器の設置箇所をモニター付近にしておりましたところ、大黒茶屋に変更し、呼び出しにすぐ対応できるように今回変更いたしたいと思っております。この3つの変更により、51万7,350円の増でございます。

次に、同じく県の変更分ですが、仮設便所で利用されるお客様から苦情がございました。それに伴い、まず女性トイレの出入り口に目隠し用のスクリーンを設置いたします。次に、女子トイレのにおい対策のため便器を入れかえいたします。3つ目に、雨の日の対策として屋根を設置、この3つの変更により42万4,088円の増でございます。

次に、町の変更分でございます。外構工事ですが、造園工事として歩道との境目側にツツジを植えます。広場内の庭園部分に芝張り町の花木である桜、紅葉を植えます。そして大黒茶屋イベント広場への資材の搬入用通路として、大型の手動の引き戸を設置、そして大黒さんのモニュメントの撤去、それで銀の馬車道看板の移設、附属塀と板塀の追加、この工事につきましては、当初設計の際にアンテナショップと大黒茶屋の改修工事に費用がかかったために、当初設計に計上できなかったためでございます。

次に、業者は未定でございますが、道の駅の申請時に国土交通省との確認事項でありますEV充電設備設置に向けた事前配管工事が必要となりますので、それを計上してお

ります。

それと、西側、河川側でございますが、雨水配管部分の排水対策として、2次製品の擁壁に穴をあけて排水ということになると、2次製品の擁壁の強度に問題があるため、2次製品の間に現場打ちの擁壁を設置して、そこから排水をするという工法に変更ということでございます。この7つの変更により、301万9,673円の増となります。

次に、共通仮設費の県の変更分でございます。大黒茶屋ちょっと上の出入り口の囲いで、安全のために当初灰色のフラットパネルを設置しておりましたが、その入り口部分の一部を透明のクリアパネルへ変更、同じくその出入り口の安全のため、カーブミラーの設置、同じくその出入り口の安全対策のために左折注意看板の設置、それと休憩施設の建築に伴い、普通乗用車の駐車スペースがなくなったために、建物の上流の両サイドに長距離用のトラックの場所を普通車用の駐車スペースのラインを新たに引き直します。川側に6区画、国道側に5区画、これによりまして県の変更分、全体の59万6,864円のうち、27万6,864円が県の方でございます。

次に、町の変更分は、アンテナショップ分の下水道の分担金でございます。以前は県のほうの方で、このアンテナショップのトイレの分は今度新たに県のトイレのほうに分担金の分は引き継ぐために、町のほうに新規に分担金が発生したためでございます。下水道の分担金59万6,864円のうちの32万円でございます。

以上の変更により、直接工事費計で455万7,975円となり、経費73万9,025円を足して529万7,000円となり、消費税を足して変更工事費の合計は572万760円となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。モニュメントはもう、前移設かどうかという話もちらほらちょっと出ていたと思うんですけども、要はもう撤去という形になるんでしょうか、そこだけ教えてください。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。モニュメントにつきましては、やはり表面等がもう老朽化ということで、もうさわってもぼそぼそというような感じのことになってますので、それをまた別のところへ移設というようなこともできませんので、撤去ということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。単純な質問ですけども、下水道分担金というてありますね、32万円になるんですか。32万円ですね、今、課長の話でしたら。

こうした分担金が工事請負費に入るといふ、そういうことはどういうことなんですかね。一般的に余り聞きませんね。工事分担金というのは下水道やったら、これは下水やね、下水道事業のほうへ支払いするというのが通常の考え方や思うんやけど、これは何で工事請負費に入ったんですかね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。以前でも工事費のほうに入れて、それから支払っていただくということも前からありますので、今回もそれに倣って工事費から分担金を支払っていただくことにさせていただいています。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。一般的にそういうことは、今までの工事でありましたかいな。あんまり聞いたことが少ないんですけどね。例えば、32万円の話やね、そうすることによって消費税がかかるんですわな。直接町の公の施設になるんですから、町がぼんとそれを払うと、その分だけでも要らんわけですね。町のお金、町の一般財源から言うと、その分でも、これは補助も大変もらっていますけども、少のうなる思うんやけど、いわゆる通常の考え方としてはやっぱり合理的にやるのがいいと思うんやけどね。過去そういうことやったんですか、それはもしそういうことであつたら、その時点で私も気づいっとつたら言わんとあかなんだんですけどね。それはどうなんですかね。

○議長（安部 重助君） 課長、これは工事期間中だけの下水道の関係ですか、費用ですか。でも、じゃなしに通年の工事となるんですか。

石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。今回につきましては、この工事を行い、新たにアンテナショップのところに町の分の分担金、下水の分担金というものが、本来はアンテナショップ、前はトイレであったので、県の施設ではございますが、そういう分担金は発生しないということで当初では組んでいなかったというのが事実でございます。それで、今回の分でどうしても32万の支払いということになってきましたので、今回は工事の中で、この新たに下水道のほうの分担金ということで、支払いにつきましては工事費のほうから支払いをさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ひょっとしてこれは補助対象になるんかもわかりませんが、補助事業で工事請負費にすることによって補助対象になったんかもわかりません。ですから、そういう場合にはこういうような手法もありますよというように理解したらいいんですけども、下水道課長、どないですか、間違っておりますかね。上下水道課長、どないですか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課、中島課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島です。今、山下議員がおっしゃるように、補助対象事業でそういうものが補助対象になるようなケースの場合にはあり得るんですけども、一般的には余りないんですけども、ただちょっと僕も工事の中身わかりませんが、全くの分担金だけではないと。先ほどの説明でいいますと、59万6,864円が下水にかかわる部分であるので、分担金プラスその工事関係のお金も入っているのかなというふうに、ちょっと詳細わからないんですけども、そのように考えられるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 工事建設に関しては建設課も関係があると思います。建設課長の見解をお願いします。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓です。補助対象となるようであれば、先ほど中島課長が言われたように、そういう手法もとれるのではないかなというふうには思います。場合によっては、そういうところで整理をしていくのが妥当かと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。この分担金の話については、これ消費税関係ないんですよね。業者にこれ工事費で払わずと消費税乗ってきますんですよね。35万ぐらいになるんですよね。2万5,000円は誰が取るんですかという話になるんですけど、要は今、山下議員が質問、お尋ねしたかったことは、32万円、町はストレートに払えば別に消費税払わなくてもいいでしょという話だったと思うんですけども、その辺の多分回答がなかったと思うんですけど、その辺どうなんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） ちょっと暫時休憩いただけますか。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩の要求がありますので、暫時休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時50分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、質疑の答弁をお願いいたします。

地域振興課、石堂課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。前の質問に答えます。

この分担金32万円でございますが、正確には分担金は35万円となりますので、32万円計上させていただき、共通仮設費ですから諸経費はかかりません。ですから、消

費税の分 3 2 万の消費税で 2 万 5, 6 0 0 円となりまして、3 4 万 5, 6 0 0 円となりまして、若干安くなるんですけども、その残りは業者さんのほうの負担ということで、町としては金額的には特に 3 5 万円より安くということになるんですけども、一応その分を含めた中での支払いということで御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員、これでよろしいですか、今の答弁で。もし不満であれば発言許します。

○議員（3 番 山下 皓司君） 4 回目になるんで結構でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9 番 三谷 克巳君） 9 番、三谷です。今回の変更で 5 7 2 万円余り増額になりますが、これの財源手当て、手だてはどうなりますか、それを教えてもらいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この後、補正予算の中で申し上げますが、過疎債というところの中で増額をいたしておりますので、その部分については過疎債というふうなところで今現在、計画をしているところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第 7 1 号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 7 1 号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 6 第 7 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 6、第 7 2 号議案、平成 2 9 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 7 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町一般会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の主な要因は、債務負担行為補正、具体的には医師修学資金貸与事業、カーボンマネジメント事業、管理業務委託事業となっております。

次に、地方債の補正ということで、地方特例交付金、交付税、前年度繰越金の補正、財政調整基金及びケーブルテレビネットワーク維持基金繰入金の減額、公共施設維持管理基金積立金の増額、平成28年度の国・県負担金等の生産による返還、追加交付の補正、マイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム改修委託料の増額、コンビニ収納開始のテストに使用する帳票等の印刷経費の増額、統計調査に係る市町交付金の補正、地域介護福祉空間整備事業、グループホームはたるの里のスプリンクラーの設置の補正、公立神崎総合病院事業会計への補助金、出資金の補正、地方公共団体カーボンマネジメント事業に係る事業管理委託料の増額、コンポスト購入補助金の増額、水道、下水道事業補助金の補正、道の駅オープン後のアンテナショップの維持経費の増額、水車公園の水中ポンプ取りかえ修繕、ゆるキャラブランド化事業の増額、ホテルリラクシア浄化槽修繕工事費の増額、道路橋梁維持費の増額、国の交付金の内示による道路新設改良事業費の補正、かみかわ歴史文化遺産魅力発信事業に係る補正、地域交流センターの長期留学生が6人で確定したことによる補正等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,316万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,420万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第72号議案の詳細説明をいたしますので、まず6ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございます。1、債務負担行為の追加でございまして、1つ目は医師修学資金貸与事業（平成28年度分）でございまして、これにつきましては昨年度2名の対象者がおりましたけども、この債務負担行為を設定するのが怠っていたということで、今回改めて期間として平成29年度から33年度まで、そして限度枠は2,400万円ということで、2人分の貸与金の限度額について今回設定するものでございます。

続いて、2項目目の同じ貸与事業で、平成29年度分で、期間は平成29年度から平成32年度まで、限度額は960万円でございます。これにつきましては平成29年度において申請がありました1名分の貸与でございまして、現在、3年生でございまして、残りの4年間について設定をするものでございます。

続いて、3つ目のカーボンマネジメント事業管理業務委託事業につきましては、期間は平成29年度から31年度まで、限度額は1,300万円でございます。これにつきましては平成28年度で地方公共団体カーボンマネジメント強化事業において、平成29年度から3年間の事業採択を受け、現在、事業を進めておるところでございます。この事業については、年度ごとの事業計画の申請、そして事業内容の管理を行うということで、高度な専門知識を有する業者の支援が不可欠ということから、この3カ年の契約により同業務を委託するために設定をするものでございます。

続いて、7ページ、第3表、地方債補正をお開きください。この地方債補正につきましては、過疎債を中心に振りかえをいたしております。その内容につきましては、19ページ、最後のページにその地方債の変更の内容を記載しておりますので、それとあわせてごらんをいただきたいと思っております。地方債の変更、まず1、臨時財政対策債5,582万4,000円減額の限度額を2億6,717万6,000円とするものでございます。これにつきましては、平成29年度の普通交付税の算定により確定をしたものでございまして、この後、普通交付税の確定のところで御説明をさせていただきます。

続きまして、2、ケーブルテレビ整備事業、9,250万円増額の3億7,260万円でございます。これにつきましては全て過疎債に充てるということで、当初ケーブルテレビの基金等を充当しておりましたが、全て全額過疎債に充てるということで増額をいたすものでございます。

4、農業施設整備事業、250万円増額の3,250万円、これにつきましては、道の駅整備というところで、この部分につきましては、当初予算ベースで申請をいたしておりますので、その部分の町負担の全額を過疎債に充てるということで増額をいたすものでございます。

6、観光施設整備事業、5,100万円の増額で2億9,730万円でございます。これにつきましては、スキー場整備に係るものでございまして、これも申請で満額認可をいただいておりますので、それに合わせた形の増額ということで今回増額するものでございます。

8、道路整備事業、2,890万円減額の1億3,200万円でございます。これにつきましては、先ほど町長の説明にもありましたように、国の道整備交付金あるいは社会資本整備総合交付金の内示がございました。それに伴いまして事業量が減ってきたというところの中で、地方債が減ってきているというところでございまして、内訳については神崎・市川線が1,050万円の減額、そして水走り中河原線が260万円の減額、神崎・市川線の支線が1,570万円の減額、そして辺地債として作畑・新田線の5,000万円を要望しておりましたが10万円減額というところで、今回補正を上げさせていただきます。

9、橋梁整備事業、これにつきましては橋梁の長寿命化整備事業でございまして、2,400万円減額の4,690万円を限度額とするものでございます。これにつきましても

全額過疎債に充てる予定でございます。

12、病院機器整備事業、これにつきましては3,030万円の増額というところで、病院の機器整備に係る事業費の2分の1相当を過疎債に充てるということで計上いたすものでございます。

13番、過疎地域自立促進特別事業、これがソフト事業というところで5,340万円の増額でございます。内容については、19ページの4つの事業にそれぞれ充当するものでございます。

以上、これによりまして、限度額の総額は7,507万6,000円増額の15億7,277万6,000円となる見込みでございます。そのうち現在、国に要望し認可を受けています過疎債については、19ページの右に記載しておりますように8億9,970万円を現在認可を受け、今回の補正で計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、歳入歳出の事項別明細書で説明させていただきますので、11ページをお開きください。2、歳入。9款地方特例交付金、1項減収補填特例交付金、1目減収補填特例交付金51万6,000円の増額でございます。これにつきましては、普通交付税の算定により今回、増額をするものでございます。

続きまして、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税6,702万4,000円の減額でございます。これにつきましては、平成29年度の算定結果により減額をいたすものでございます。まず、算定結果についてお知らせをいたします。臨時財政対策債を振りかえ、そして2年目の縮減、それを加味した基準財政需要額につきましては43億620万5,000円、そして基準財政収入額につきましては16億9,983万2,000円、そしてそれを差し引きした交付基準額につきましては26億637万3,000円、そして今回、ことしの調整額といたしまして339万7,000円、これを減じます。これらを計算いたしますと、ことしの普通交付税が26億297万6,000円でございます。当初予算で26億7,000万円を計上をいたしておりましたので、6,702万4,000円の今回減額となっております。

この要因につきましては、まず当初予算におけます基準財政需要額の算定の特に個別算定経費の部分で、少し例年の様子を見ながら算定をしたわけですが、過大に算定をしていたことが大きな原因となっております。特に当初予算におけます交付税の基準財政需要額の算定につきましては、それぞれ過去の単位費用の見込みあるいは国の情報をもとに単位費用を積算見込みながらするわけですが、その部分において高齢者保健福祉の65歳以上、75歳以上のところの算定が少し高く単位費用を見積もっていたために、過大に積算をしていた。そしてもう一つは、事業費補正の部分で、平成13年度発行分の起債償還について、28年度で終了したにもかかわらず、29年度においても少し事業費補正の分として計上をしていたというところがございます。それと、国の推計資料で43%減じなさいというところを少し見落としをしていたという部分で、これも2,000万余り減額と、過大に見積もっていたということでございます。

そして、平成29年度の算定においては、平成27年度の国勢調査の結果に基づく数字が全てここに変わってくることになります。ただし、平成28年度の算定においては、速報値ということで1万1,462人で算定をされておりましたが、最終的には本年度からは確定値ということで1万1,452人で算定をするように、数字が人口で変わってきております。それらを含めまして、かなりことしの当初予算におけます基準財政需要額の算定について見込み誤りがあったと。そして少しこちらの手違いで積算、算入してはいけない数字を算入していたというところの中で、基準財政需要額を過大に見積もっていたというところで、普通交付税が減ってきた。そして当然基準財政需要額が減ってくるということは、臨時財政対策債の発行においても例年どおり余り減らないだろうという中で積算をしていたわけですが、基準財政需要額が減ってきたということは、財源不足額がかなり縮小したという中で、臨時財政対策債についても減額が生じたということで、本当に今回の算定結果については、財政担当といたしましては非常に心苦しいと、今後の算定についてはことしのこれらを十分に精査をしながら、分析をしながら来年度の算定に当たっていききたいというふうに考えておるところでございます。

続いて、13款使用料及び手数料、1項使用料、4目教育使用料、2節社会教育施設使用料82万5,000円の減額でございます。これにつきましては、当初12名で予定しておりましたけれども、長期留学生が6名になったというところで減額をいたすものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金135万2,000円の増額でございます。これにつきましては、心身障害者福祉負担金で平成28年度の実績に基づいて今回追加交付を受けるものでございます。

続いて、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、総務管理費補助金418万円の増額でございます。これにつきましては、マイナンバーカード等の記載事項の充実ということで、結婚をされている女性についてはマイナンバーカードの記載事項に旧姓表記を行うということになりますので、そのためのシステムの改修ということで、今回計上をさせていただいております。その補助金として計上をさせていただきます。100%補助ということで、歳出についても同様の金額を計上をいたしております。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金24万3,000円につきましては、障害者総合支援事業補助金ということで、これも障害者自立支援に係る平成30年度の法改正に伴うシステム改修ということで、今回これに係るシステムの改修に係る補助金を増額するものでございます。

2節老人福祉費補助金428万7,000円でございます。これにつきましては、先ほど町長の説明にありましたように、地域介護福祉空間整備事業等推進交付金ということで、既存介護施設等のスプリンクラーの設置整備に伴う支援の事業の補助金でございます。グループホームほたるの里に係る分でございます。

続きまして、4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金7,558万9,000円の

減額でございます。まず、道整備事業交付金で、先ほど地方債のときにも申しましたように、国の内示により減額をいたすものでございます。まず、神崎・市川線1,344万8,000円の減額、水走り中河原線224万1,000円の減額、神崎・市川線の支線1,344万8,000円の減額、合わせまして2,913万7,000円の減額でございます。

続いて、社会資本整備総合交付金、これにつきましては橋梁長寿命化の整備に係る部分でございます、4,645万2,000円の減額でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1万6,000円の減額でございます。これにつきましては、介護保険低所得者保険料軽減負担金というところで、平成28年度の実績に基づく返還金を平成29年度の負担金で精算処理をいたすもので、今回返還をしなくていただける負担金を減らすということで、今回減額をいたすものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金104万5,000円の増額でございます。これにつきましては、医療助成費補助金ということで、平成28年度の実績報告に基づき今回追加交付をいただくもので、追加で計上するものでございます。

3項県委託金、総務費県委託金、3節統計調査費委託金7万7,000円の増額でございます。これにつきましても、県からの市町交付金委託金が交付通知によりまして増額をいたすものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金507万6,000円の減額でございます。これにつきましては、今回の町債の増額におきまして財源調整に係る分でございます、507万6,000円の減額でございます。

続きまして、9目ケーブルテレビネットワーク維持基金繰入金7,000万円の減額でございます。これにつきましては、先ほど地方債のところでも申しましたとおり、基金を光ケーブルの整備事業に充てておりましたけども、全額過疎債を充当するという中で維持基金の減額ということでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億9,120万3,000円でございます。これにつきましては、平成28年度の決算における剰余金ということで、今回増額をいたすものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。20款諸収入、5項雑入、2目雑入、1市町村振興交付金133万9,000円の減額でございます。これにつきましては、市町村宝くじの交付金でございます、これにつきましてはサマージャンボに係る各市町への交付金でございます、133万9,000円減額の506万1,000円の交付を受けるものでございます。

8節雑入、494万1,000円の減額でございます。まず、山村留学事業参加費438万6,000円の減額につきましては、長期留学生が6名になったことによる減額でございます。カクレ畑水道負担金23万5,000円につきましては、カクレ畑に設置しています簡易水道の設備のろ過制御装置の基盤にふぐあいが生じておまして、それを修

繕するための費用の2分の1相当を受けるものでございまして、23万5,000円を増額するものでございます。

伝統文化親子教室事業支援金返納金ということで79万円の減額でございます。これにつきましては、当初予算では国の伝統文化親子教室事業支援金ということで、太鼓の購入をする予定で予算計上をいたしておりましたが、今回新たに姫路十字会のほうから寄贈があった、確定をされたということの中で、当初予算で計上しておりましたところの事業実施主体であるところに補助をされます部分を町に返還をいただく部分の金額を、今回減額をいたすものでございます。

21款町債につきましては、先ほど第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続いて、14ページをお開きください。3、歳出。1款議会費、1項議会費、1目議会費、9節旅費2万6,000円の増額でございます。これにつきましては、11月20日に開催されます地方自治施行70周年記念式典、そして記念シンポジウムに新たに出席するということの中で、増額をいたすものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料418万円でございます。これは先ほど歳入のところで申しました、マイナンバーカードのシステムの改修というところでございます。

4目財産管理費、25節積立金8,731万7,000円の増額でございます。これにつきましては、公共施設維持管理基金の積み立てというところで、今回積み立てをいたすものとしたしましては、繰越金の1割相当の部分、そしてこの補正で財源超過になる部分について、今までは財政調整基金に積み立てをいたしておりましたが、国等の指導もございまして、財政調整基金ではなく特定目的基金に積み立てるということで、今回そちらのほうに積み立てをいたすということで増額をさせていただいております。

続いて、6目企画費、企画費につきましては補正額はゼロでございまして、これにつきましては地域おこし協力隊に係る予算の組み替え補正というところで、それぞれ負担金、補助及び交付金を減じて、需用費、備品購入費にそれぞれ充当をいたすものでございます。

修繕料、まず11節の需用費、修繕料につきましては、ゲストハウス運営に伴う住宅の修繕ということで、増額をいたすものでございます。そして備品購入費の10万円につきましては、営農活動、営農補助活動に必要な草刈り機等の購入というところで新たに計上するものでございます。

続きまして、7目CATV管理運営費でございます。これにつきましては、先ほど来からの過疎債、基金の振りかえというところの財源振替の部分でございます。

8目諸費419万7,000円の増額でございます。これにつきましては、23節償還金利子及び割引料ということで、平成28年度の実績報告に基づきまして、それぞれの国、県へ返還すべき負担金、補助金を今回増額をいたすものでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。2項徴税費、1目税務総務費、7節賃金45万9,000円の増額でございます。これにつきましては、臨時雇い入れ賃金の増額ということで、当初予算で固定資産に係るもの、そして確定申告に係るものをそれぞれ計上をいたしておりましたけども、固定資産におきましては、新たに土地家屋台帳を前倒しで進めるという中で、当初20日を予定していたものを、新たに20日追加し40日にするというので、この部分で13万9,000円の増額、そして確定申告につきましては、国税庁が推進をしています識別番号取得に関する業務というのが新たにふえてきたところの中で、当初40日を予定していたものを86日ということで、この部分で32万円の増額、合わせて45万9,000円の増額をいたすものでございます。

2目賦課徴収費、11節需用費77万1,000円の増額、これにつきましては来年4月1日から実施をいたしますコンビニ収納、それに係ります使用開始前のテスト使用ということで今回印刷をいたしまして、それぞれ試験的に行うというところで印刷をいたすものでございます。

続きまして、5項統計調査費につきましては、合計で7万7,000円の増額ということで、歳入で申しました市町への交付金の増額に対応するものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金1万8,000円の増額でございます。これにつきましては、介護保険事業特別会計繰出金ということで、地域支援事業に係る繰り出し部分で増額をいたすものでございます。

2目老人福祉費、19節負担金、補助及び交付金428万7,000円につきましては、地域介護福祉空間整備事業費補助金ということで、先ほど来から説明をいたしております部分のスプリンクラー設置のための補助金でございます。

3目心身障害者福祉費、13節委託料48万6,000円でございます。これにつきましては、総合支援給付管理システム改修委託料ということで、歳入のところでも申し上げましたように、平成30年度の法改正に係るシステムの改修に係る委託料の増額でございます。

続いて、16ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生費でございます。まず、19節負担金、補助及び交付金71万2,000円の減額でございます。まず、公立神崎総合病院会計補助金59万3,000円の減額でございます。これにつきましては、一般会計から病院会計へ補助を出す部分の電子カルテ、PACSに係る元利償還金の部分に係る減額でございます。当初0.4%で見ていたものが確定し0.01%になりましたので、その部分で減額をいたすものでございます。

続いて、水道事業会計補助金11万9,000円の減額でございます。これにつきましては繰り出し基準の変更によりまして減額をいたすもので、高料金対策については27万5,000円の増額、そして企業債の利息につきましては42万7,000円の減額、そして今回新たに公営企業会計のアドバイザー事業というところの中の繰り出しが3万3,000円の増額ということで、合わせて11万9,000円の減額でございます。

2 4 節投資及び出資金 3,030 万円の増額でございます。これにつきましては、先ほど地方債のところでも申しましたように、病院機器の事業費の 2 分の 1 を充てるということで、過疎債を充当し出資に充てるということで、3,030 万円の増額でございます。

続きまして、2 項環境衛生費、1 目環境衛生費、1 3 節委託料 380 万円の増額でございます。これにつきましてはカーボンマネジメント事業管理委託料ということで、これも債務負担行為のところでも説明をいたしましたとおり、3 カ年にわたって高度な専門知識を有する業者の支援をお願いするという中で、平成 29 年度の事業費の分を計上いたすものでございます。

3 項清掃費、1 目ごみ処理費、1 9 節負担金、補助及び交付金 652 万円の増額でございます。これにつきましては、家庭用生ごみ処理容器購入費補助金でございます。当初予算で 100 台を予定をいたしておりましたが、今回 200 台を新たに追加ということで計上いたすものでございます。まず、電動コンポストについては 184 台で 644 万円、つり鐘式の部分が 12 台で 3 万 6,000 円、そして木製のコンポストが 4 台で 4 万 4,000 円、合わせまして 652 万円を新たに増額をいたすものでございます。

2 目し尿処理費、1 9 節負担金、補助及び交付金、そして 2 4 節投資及び出資金ということで、予算の変更ということで 3,636 万 9,000 円を出資に回しているということでございます。これにつきましては、企業会計といたしまして消費税の課税対象になる、ならないということの中で、出資金として町の補助金を支出しておれば企業会計の中でそれが消費税の対象にならないということがございますので、ことし 29 年度においては、この予算で変更をさせていただいておるところでございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農業施設管理費、1 1 節需用費 122 万 5,000 円の増額でございます。これにつきましては、道の駅が完成して以降のアンテナショップに係ります 11 月から 3 月までの 5 カ月分の光熱水費、そして修繕料でございます。光熱水費の内訳でございます、電気代 35 万、ガス代 10 万、水道代 4 万、合わせて 49 万円でございます。修繕料につきましては、道の駅とは関係ございません。水車公園の水中ポンプに係る修繕料が 43 万 2,000 円、そしてトイレに係るものが 30 万 3,000 円ということで、合わせまして 73 万 5,000 円でございます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目観光振興費、1 3 節委託料 30 万 6,000 円の増額でございます。これにつきましては、ゆるキャラブランド事業委託料ということで、カーミンの着ぐるみということで今現在あるわけですが、これをスキーのウェアとスノーブーツ等のスキー場で使用する着ぐるみの製作ということで計上をいたすものでございます。

3 目大河内高原整備費、1 5 節工事請負費 927 万 8,000 円の増額でございます。これにつきましてはリラクシアに係る改修でございます。浄化槽の修繕工事に係るものでございます。

続きまして、17 ページをお願いいたします。7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道

路橋梁維持費、15節工事請負費2,200万円の増額でございます。これにつきましては道路橋梁補修工事ということで、町道峰山砥峰線におけるカーブ等において視線誘導強化ということで、その設置に係るものでございまして、今回、県あるいは警察のほうから指摘を受けた部分の対策を行うということで計上いたすものでございます。

2目道路橋梁新設改良費、13節委託料230万円の増額でございます。これにつきましては、測量等委託料で橋梁長寿命化に係る部分でございます。

15節工事請負費1億2,320万円の減額でございます。まず、町道新設改良工事請負費で5,730万円の減額、これの内訳は、神崎・市川線が2,689万6,000円の減額、水走り中河原線が390万円の減額、神崎・市川線の支線が2,650万4,000円の減額、合わせまして5,730万円の減額でございます。橋梁修繕工事につきましては6,590万円の減額でございます。これらにつきましては、本年度の国の交付金の内示に伴いまして事業費を減ずるものでございます。

5項住宅費、2目住宅建設費、11節需用費47万1,000円でございます。これにつきましては多自然居住推進事業ということで、カクレ畑に設置しています簡易水道設備のろ過装置制御基盤がふぐあいを生じておりまして、早急に修繕をしなければならないというところの中で増額をいたすものでございます。

8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、14節使用料及び賃借料43万9,000円の増額でございます。これにつきましては回線使用料というところで、当初予算でも計上をいたしておりましたけれども、それぞれの区の区長さんあるいはそれらに準ずる方が放送する場合の遠隔放送を行う場合の、その登録者に係る回線使用料というものを今回増額をいたすものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、124万円の減額でございます。これにつきましては日本一の学校づくり事業に係るものでございまして、当初予算では学校主体で取り組む予定としておりましたけれども、今回は教育課主導で予算を管理し実施するということになったために、それぞれ補助金から委託料、備品購入費に振りかえるものでございます。そして負担金、補助及び交付金の中の伝統文化親子教室事業補助金124万円につきましては、歳入のところで申し上げましたとおり、当初太鼓を国の補助をもらって購入する予定でございましたけれども、姫路十字会のほうから寄贈をいただくという中で減額をいたすものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費510万円の増額でございます。これにつきましては、新たに文化基本構想に基づきますところの神河町の歴史文化遺産の魅力を高めるための施策ということで、かみかわ歴史文化魅力発信推進事業ということで過疎対策のソフト事業を活用しながら、今回新たに増額をいたすものでございます。

続きまして、18ページをお開きください。3目社会教育施設運営費312万2,000円の減額でございます。これにつきましては、地域交流センターの管理運営事業に係るものでございまして、長期留学生の6名ということで確定したことに伴うそれぞれの

減額でございます。

10款公債費、1項公債費、1目元金112万5,000円の増額でございます。これにつきましては、まず平成25年に借入れをいたしました金額につきまして、起債台帳の入力誤りということが判明をいたしまして、2年据え置きものを3年据え置きで計上をいたしてございまして、今回212万3,000円をその部分で増額をいたします。そして元利均等償還におけます利率見直しという部分がございますために元金が増加をいたしてございます。その部分が47万2,000円でございます。そして平成28年度の県の貸付金の確定によりまして147万円を減額です。それらを合わせまして112万5,000円の増額をいたすものでございます。

2目利子323万9,000円の減額でございます。これにつきましては、当初予算で28年度の借入額に対する利率につきまして今回改めて確定をいたしたために減額をいたすものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。15ページの民生費のところ、地域介護福祉空間整備費の補助ということで、これについてはグループホームのスプリンクラー設置の補助ということなんですが、このほたるの里については、今、実際運営しておられますが、これは継続運営ということとなくなっていくんでしょうか。ちょっとその何か正確な情報かどうかわかりませんが、介護施設について継続されるかどうかという、ちょっと今、審議されているようにも聞きますけれども、それについてお伺いしたいと思いますけど。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課、大中課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。先ほど松山議員さんのほうからほたるの里の今後の運営についてでございますが、ほたるの里のおおぞらという新しい組織ができて、そこでの理事会、そして昨日でしたけれども、地域密着型ということで、地域の方々を交えた形での説明会なり運営方針が示されたところです。結果的には、この30年3月末をもって閉所というような形になるということです。それで、この予算要求した段階では、8月の20日ごろにそれがわかりかけたんですけども、この補助金については平成30年3月までの補助金ということで、とりあえず上げてほしいということがありまして、総務課財政係のほうに予算要求をしました。それで、その理事会の結果がわかった段階で、この補正予算について取り下げをしたいということでしたんですけども、既にもう補正予算がまとまってしまっておって落とすことができないということでございまして、結果的にはスプリンクラーの工事はやらないということになります。それで、12月の定例会もしくは3月の定例会で今回上程したもの

を減額の補正をさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかないですか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。予算書でいいますと11ページになりますが、地方交付税ですね、これも当初予算が今回は6,700万円余りの減額、そして7ページの臨時財政対策債もかなりの、5,000万円近い減額ということになっています。これは先ほどの健全化判断比率の表、あの方で28年度分までの標準財政規模の分の表がありましたので、この4カ年ほどの分、この辺を次の機会のときで結構ですのでまとめていただいて、神河町が26年から29年度の今回の補正までで財政規模がどのように動くかというのを一遍お示しいただいたらと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。資料を精査いたしまして、示していきたいと思ひます。

○議長（安部 重助君） 付託をする予定にしておりますので、総務文教常任委員会以外の方、もし質問があれば受けたいと思ひます。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第72号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### 日程第17 第73号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第73号議案、平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして前年度繰越金169万1,000円を、歳出では同額を予備費に計上いたしております。これらによりまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,38

2万7,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、あす9月6日午前9時再開いたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時46分延会

---